平成30年加美町議会第2回定例会会議録第2号

平成30年6月7日(木曜日)

出席議員(18名)

| 1番 | 味 | 上 | 庄- | 一郎 | 君 | | 2番 | 猪 | 股 | 俊 | _ | 君 |
|-----|---|---|----|----|---|---|----|---|---|----|-----------|---|
| 3番 | 早 | 坂 | 忠 | 幸 | 君 | | 4番 | 三 | 浦 | | 進 | 君 |
| 5番 | 髙 | 橋 | 聡 | 輔 | 君 | | 6番 | 伊 | 藤 | 由 | 子 | 君 |
| 7番 | 木 | 村 | 哲 | 夫 | 君 | | 8番 | 三 | 浦 | 英 | 典 | 君 |
| 9番 | 沼 | 田 | 雄 | 哉 | 君 | 1 | 0番 | _ | 條 | | 寛 | 君 |
| 11番 | 工 | 藤 | 清 | 悦 | 君 | 1 | 2番 | 伊 | 藤 | | 淳 | 君 |
| 13番 | 伊 | 藤 | 信 | 行 | 君 | 1 | 4番 | 佐 | 藤 | 善 | _ | 君 |
| 15番 | 下 | Щ | 孝 | 雄 | 君 | 1 | 6番 | 米 | 木 | 正 | $\vec{-}$ | 君 |
| 17番 | 三 | 浦 | 又 | 英 | 君 | 1 | 8番 | 早 | 坂 | 伊包 | 生雄 | 君 |

欠席議員 (なし)

欠 員(なし)

説明のため出席した者

| 町 | | | 長 | 猪 | 股 | 洋 | 文 | 君 |
|----------|-----|------|----|---|---|---|---|---|
| 副 | 町 | | 長 | 吉 | 田 | | 惠 | 君 |
| 総務調管理委 | | | | 佐 | 藤 | | 敬 | 君 |
| 会計管理 | 里者兼 | 食会計劃 | 果長 | エ | 藤 | 義 | 則 | 君 |
| 危 機 | 管: | 理 室 | 長 | 長 | 田 | 裕 | 之 | 君 |
| 企 画 | 財 | 政 課 | 長 | 熊 | 谷 | 和 | 寿 | 君 |
| 協働のま | ちづく | り推進詞 | 果長 | 三 | 浦 | 勝 | 浩 | 君 |
| 町 | 民 | 課 | 長 | 荒 | 木 | 澄 | 子 | 君 |
| 税 | 务 | 課 | 長 | 佐 | 藤 | 和 | 枝 | 君 |
| 特別徴収対策室長 | | | | | 野 | | 仁 | 君 |
| 農 | 木 | 課 | 長 | 長 | 沼 | | 哲 | 君 |

農業振興対策室長 嶋 津 寿 則 君 森林整備対策室長 猪 股 繁 君 商工観光課長 兼ひと・しごと支援室長 岩 崎 行 輝 君 建設 課長 三 守 浦 男 君 保健福祉課長 内 海 悟 君 子育て支援室長 佐藤 法 子 君 地域包括支援 センター所長 千 葉 桂 子 君 上下水道課長 場 利 之 大 君 小野田支所長 岡崎 秀俊 君 今 野 仁 一 宮崎支所長 君 総務課長補佐 伊藤 一衛 君 教 育 長 早 坂 家 一 君 教育総務課長 瓶 栄 悦 君 生涯学習課長 遠藤 肇 君 体育振興室長 上 野 一 典 君 農業委員会会長 我孫子 武 二 君 浩 二 農業委員会事務局長 太田 君

事務局職員出席者

 事務局長
 武田守義君

 次長内海茂君

 主幹兼総務係長内出由紀子君

 主幹兼議事調査係長後藤崇史君

小 山 元 子 君

議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

代表監查委員

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件 日程第1から日程第2まで 午前10時00分 開議

○議長(早坂伊佐雄君) 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。12番伊藤 淳君より遅参届が出ております。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番三浦英典君、9番沼田雄哉君を指名いたします。

日程第2 一般質問

- ○議長(早坂伊佐雄君) 日程第2、一般質問を行います。
 - 一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

それでは、通告4番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

[10番 一條 寛君 登壇]

○10番(一條 寛君) おはようございます。

通告に従い一般質問を行わせていただきます。

第1点目は、学校での脳脊髄液減少症への対応について。

スポーツ外傷などの後に脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛などの頭痛、 頸部痛、めまい、倦怠、不眠、記憶障害などさまざまな症状があらわれる脳脊髄液減少症と 呼ばれる疾患が起こり得ます。このことに対し、文部科学省より学校におけるスポーツ外傷 などによる脳脊髄液減少症への適切な対応についてという通達が出ていると思いますが、教 育委員会の見解と学校現場での対応をお伺いいたします。

○議長(早坂伊佐雄君) 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長(早坂家一君) おはようございます。教育長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、一條議員からご質問がありました学校での脳脊髄液減少症への対応についてとい うことでお答えいたします。 脳脊髄液減少症につきましては、文部科学省よりこれまでに合わせて3回通知が出されております。その都度、各学校に対しても教育委員会のほうから周知を図っております。

文部科学省通知の主な内容としまして、まず1つ目に、事故が発生した後、児童・生徒等に 頭痛やめまい等の症状が見られる場合には、安静を保ちつつ医療機関で受診をさせたり、あ るいは保護者へ連絡して医療機関の受診を促すこと。

2つ目に、事故後の後遺症として通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、周りの人から単に怠慢であるなどの批判を受け十分な理解を得られなかったという事例があると。

あと、3つ目に、脳脊髄液漏出症に対する硬膜外自家血注入療法、いわゆるブラッドパッチ と言うそうですけれども、これが平成28年度の診療報酬改定において保険適用の対象とされ ているということなどが含まれております。

現在、学校現場におきましては、運動あるいは学校生活で頭部を強打した場合、保護者へ連絡して医療機関の受診を促すとともに、その後の学校生活に異変がないかどうか、しっかり 観察して、異変があった場合には再度、医療機関の受診を促すようにしております。

教育委員会としましては、今後も校長会あるいは養護教諭部会等におきまして当該疾患に関する情報の共有を図るとともに、理解を深め適当な対応がとれるように指導してまいりたいというふうに考えております。

加えまして、保護者に対しましても、各学校で発行しております学校だよりや保健室だより 等を活用しまして、疾病への理解と啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。 どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 大体答弁いただいたわけですけれども、若干対応していただきたいこと について質問させていただきたいと思います。

まずその前に、答弁にもありましたけれども、理解を深めていただくというか、共有するという意味で脳脊髄液減少症についてもう少し詳しくお話ししたいと思います。

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷などの衝撃によって硬膜から髄液が漏れ出し、 頭蓋骨内の髄液が減少し、脳の位置が正常に保てなくなることによって引き起こされ、脳と 頭蓋骨をつなぐ神経や血管が引っ張られることで激しい頭痛やめまい、吐き気などを起こす などの症状を起こす疾患と言われております。

今、治療法については教育長からブラットパッチという療法、自分の血液を硬膜に注入する

ことによって漏れがとまるという形で今、保険適用にもなっているという状況のようであります。

しかし、このことがなかなか理解されなくて今、不登校などになっている子供さんの中に単なる怠けだとか精神的なものだと言われることによって、ますます学校に行きづらくなっているというような状況のお子さんもいるというようなお話も聞きます。そういう中で、今、答弁の中ではそういうお子さんはいないようでありますけれども、その辺、過去にもなかったかどうか、ちょっと確認したいと思います。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(二瓶栄悦君) 教育総務課長でございます。

この脳脊髄液減少症でございますが、各学校に確認したところ、町内での症例の報告はこれまでないという回答でございました。ただし、数年前、ある小学校でございますけれども、子供が転倒し頭を打ったということで、その後、嘔吐がとまらなくなり、二、三日、検査入院したという事例がございました。その後、学校のほうに登校をしてきたわけですけれども、頭痛や気分が悪い等を訴えてきましたので、再度、病院に受診させたということで、そのときは脳脊髄液減少症の診断というのは受けていないという事例はございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) なかなかお医者さんもわからない方が大多数のようでありまして、そして、けがなどの場合は、大体整形外科とか外科に行くわけですけれども、この脳脊髄液減少症は、専門家のいる脳神経外科を受診しないと見つけられないということで、いろんな多くの例でも本当に多くの病院をたらい回しにされ、そして、やっと見つけてもらって完治、治療そのものはそんなに難しくない、さっきの療法であると意外と簡単に治るようでありますけれども、見つかるまでが時間がかかるということのようであります。

そして、さっきのように先生方がそのことをよく理解されていないと、これはスポーツ外傷とか交通事故だけじゃなくて、ちょっと尻もちついたとか、激しい咳をしたとか、また浮足というか、指が上がっていてかかとに重心がかかって歩く際にかかとからの強い衝撃で、そんな歩き方でも起こるということで、意外と簡単にというか、誰でも起こり得る病気であって、そのことがわからないで、先生方がわからないで誤解することによって、不登校になっているお子さんが非常に苦しい思いをするというような事例も全国的にはあるようでありますので、さっきの答弁では、加美町では余りそういうことはないようでありますけれども、いずれにいたしましても、先生方の正しい認識といいますが、より重要であると思います。

そのために先生方にも通知は出してあるようでありますけれども、県でも時々、講演会とか 学習会のようなものもやっているようでありますけれども、その辺も含めて先生方のこの疾 患への認識を高めていただくための施策を考えておられるかどうか、お伺いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(二瓶栄悦君) 教育総務課長でございます。

今回ご質問を受けたことを踏まえまして再度、先ほど教育長のほうからも答弁ございました とおり、校長会あるいは養護部会等を通じて認識等々の情報共有を図っていきたいというふ うに考えてございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) また、父兄への認識も非常に重要だと思います。先ほどいろんな学校からの文書の発行などの中でその辺のお知らせはするということでありますけれども、より詳しい症状だとか、どうやって起こり得るとかも含めてお知らせをお願いしたいと思います。

そして、もう1点、この病気に対して外部といいますか、いろんな支援大体がありまして、その支援団体、子供を支援するチームから小冊子、「子どもの脳脊髄液減少症」という小冊子が400円ほどで出版されているようであります。この本を研修の材料として各学校に配付といいますか、する考えがおありになるかどうかお伺いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(二瓶栄悦君) 教育総務課長でございます。

たしかですが、脳脊髄液減少症子ども支援チームという団体だったと思うんですが、そちらで発行している小冊子というものもあるようでございますので、一度、教育委員会内で内容等を確認した上で考えさせていただきたいというふうに考えてございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) この小冊子においては、基本的なことから学校、家庭での対応について 質問と答えという形式で紹介されているようで非常に役に立つ小冊子のようでありますので、 検討をよろしくお願いいたします。

もう1点、教育委員会のホームページで情報を提供するお考えはあるかどうかお伺いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(二瓶栄悦君) 教育総務課長でございます。

この疾病に関しましては、必ず児童・生徒だけということではないようでございますので、 大人も関係することでございますので、今後、保健福祉課とも協議しながら考えていきたい と思ってございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) その際、その支援組織、脳脊髄液減少症患者家族支援協会とか、さっきの子供の支援チームとか、いろんな外部の組織があります。いろいろ相談を受けている団体、あとなかなか専門医が少なくてどこで見てもらったらいいのかとか、その辺の相談まで応じていただける組織があるみたいですので、そこのホームページにリンクを張るというような考えは、あと県のホームページには載っていますけれども、県のホームページはリンクを張っていますけれども、その辺の考えはおありになるかどうかお伺いします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(二瓶栄悦君) 教育総務課長でございます。

ホームページにリンクということでございますが、私どももNPO法人の家族支援協会のホームページを確認させていただいておりますが、かなり多くの団体さんでリンクを張られているということなので、今後、検討していきたいというふうに考えてございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) ありがとうございます。このことで、子供さんが悩み苦しむことのないようにしっかり対応いただきたいことをお願いして終わります。

次に、介護予防についてお伺いします。

今回、介護保険料の改定において月額1,000円の引き上げで県内一の引き上げ額となりました。今後、保険料負担を大きくしないためには、介護予防への取り組みを強化する必要があると思います。介護予防事業の現状と多くの町民が気軽に持続的に取り組める介護予防事業への考えをお伺いいたします。

○議長(早坂伊佐雄君) 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

- ○町長(猪股洋文君) おはようございます。よろしくお願いします。
 - 一條議員におかれましては、医療、そして、介護行政に関しまして並々ならぬご関心、そして でまた、知識をお持ちであります。敬意を表したいと思っております。

この介護事業でありますが、実は最近、私は県からの報告書を見て愕然としたわけでありますが、加美町の男性の不健康期間、県内でワースト5、下から5番目、女性は何とワースト1と。加美町の女性が一番不健康期間が長いんですね。大変私、驚いたわけでありますけれども、一方、平均寿命は、加美町の男性が22位、女性が18位と大体中位に位置しているわけ

ですね。ですから、長く生きるわけですが不健康期間、いわゆる介護のお世話になる期間が長いということですね。ここが一番大きな問題なんだろうと認識をしております。

町ではことしの3月、平成30年度から32年度の3カ年を計画期間とする第7期の介護保険事業計画を策定したところであります。

その中で、議員ご指摘のとおり、基準月額1,000円の上昇と県内では一番引き上げ額が高くなったということでございます。その要因でありますけれども、やはり高齢化による要支援、要介護認定者の数がふえているということですね。そして、それに伴う介護給付費の増加というのが主な要因であります。

平成27年、28年、29年の3カ年間で要支援、要介護者といいますのは4,832名おりました。 基準給付費の見込み額が約81億円でありました。平成30年度から32年度までの3カ年におき ましては、5,092人、そして、基準給付費の見込み額が91億円、つまり対象者が約260人ふえ、 そして、この給付見込み額が10億円ふえるということなんですね。これが一番の要因でござ います。加えて基金の減少とか、第1号被保険者の負担割合の引き上げなどの要因も当然、 これはあるわけであります。

そういったことを見るにつけ、やはり予防介護への取り組みというものがますます重要になってくると思っておりますし、やはり町民一人一人の自覚というものが基本的には大事なんだろうというふうに思っております。我々もなお一層、啓発事業等にも取り組んでいく必要があるということを痛感しているところであります。

議員ご質問の介護保険の地域支援事業等についてのご質問に対してお答えをさせていただきます。

介護保険の地域支援事業としまして、一般介護予防事業などを現在、行っているところでございます。1つには、介護予防元気応援講座、こちらはミニデイサービスや各種団体を対象に転倒予防、そして、膝の痛み、腰の痛みなどの予防、そして、認知予防のための音楽療法あるいは口腔ケア、失禁予防、服薬管理、そして、睡眠指導などをテーマにしまして町の保健師のほか、専門の講師の派遣も行っているところでございます。各行政体では、年に一、二回程度、実施できるように働きかけをしております。昨年度は98回、町内で実施をし、2,041名が参加をしていただきました。

2つ目としまして、運動機能向上教室を実施しております。筋力アップ教室及び水中運動教室を実施しているところでございます。運動機能の維持向上を図り、高齢者がみずから介護予防の意義を理解して取り組んでいただけることを目的に、高齢者の運動療法に関して専門

的な技術を持つ事業所へ委託し、行っているところであります。昨年度は筋力アップ教室を 9回開催し、25人が継続して参加していただきました。また、水中運動教室には22人が10回 シリーズで参加をしていただいたところであります。

3つ目としましては、地域リハビリテーション活動支援事業であります。こちらは宮城県の理学療法士会の協力で理学療法士を派遣していただき、昨年度から実施をしているものです。家庭訪問により個別のリハビリプログラムの作成、家族やケアマネなどの支援者への専門的な助言指導、福祉用具や住宅改修等の相談対応、グループホームなどの事業所指導のほか、ミニデイサービスに出向いて転倒防止、筋力向上に関する指導なども行っていただいているところでございます。昨年度は38回開催しまして、うち、訪問リハビリは23回、29人に行っております。

4点目としまして歌声喫茶かみ~ごであります。音楽と運動による高齢者の介護予防と生きがいづくりを目的とした集いの場でございます。平成28年度から実施をしております。今年度も中新田の住民バス予約センター、そして、小野田福祉センター、宮崎公民館、中新田福祉センターの4会場でそれぞれ5回コースで実施をいたします。昨年度は4カ所の会場で20回、延べ475名に参加していただきました。

そのほか、介護予防を支える地区の組織育成事業としまして健康づくり運動サポーター養成 講座、ミニデイサービスリーダー研修会などを実施し、介護予防と高齢者の健康生きがいづ くりを支える人材育成に取り組んできたところでございます。

昨年度は、ミニデイサービスリーダー研修会1回開催しまして、33行政区のリーダー71人が参加してくださいました。また、健康づくり運動サポーターの研修は6回開催いたしまして、延べ126人が参加いたしました。健康づくり運動サポーターは、地区等においての運動普及を172回、3,800人に行っていただいたところです。今後ともこれらの事業を一体的に展開をし、地域包括ケアの構築と推進を強化してまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) まず、全国的な状況でありますけれども、前期の6期目においては、全国で27の自治体が保険料が引き下げられたということであります。今回7期においては、90の自治体が保険料を引き下げに成功したと。その要因は答弁にもありましたように、介護事業予防により要介護者認定率の低下が一番大きかったようであります。さっきの答弁で6期の認定者の割合といいますか、人数はお話しいただきましたけれども、今後、要介護認定率

の目標といいますか、8期に向けて引き下げ目標等を定めて介護予防に取り組まれるお考え があるのかどうか、まずお伺いいたします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(内海 悟君) 保健福祉課長でございます。

将来の介護認定率ということでございます。現在、介護認定率19%程度を推移しているわけですけれども、これについては当然、将来は上がるだろうと推計しております。平成37年度には21%から22%ぐらいになるだろうと。これにつきましては現在、加美町の高齢化率35%をついに超したわけですけれども、これが平成37年度には恐らく40%を超えるだろうと。介護の認定者数も現在の1,650人程度から1,800人を超す、160人ぐらい超すと、そういった推計になっております。さらに、その時期になりますと、人口も減ってきますので介護認定率は高くなってくるというふうに今のところ、推計しているところでございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 今回介護保険料が引き下がった町の中で長崎県の佐々町というところで 10年ほど前から介護ボランティアを養成し、活用することによって、当時、要介護認定率が 20%を超えていたものが今回13%台まで低下させ、ことしの4月からの保険料を344円引き下 げることに成功したという町があります。この佐々町の取り組みについてどのように評価されるかお伺いいたします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(内海 悟君) 保健福祉課長でございます。

介護にならないようにするということでさまざまな取り組みをされているんだろうというふ うに思います。

加美町の場合ですね、肥満の方が男女問わず、また大人子供問わず高いと。その原因の一つとして食生活なんですけれども、さらにそれに加えて運動不足というものが要因の一つとして挙げられるだろうというふうに考えております。体重が重くなりますと、それを筋力で支え切れなくなってしまって転倒ですとか、さらに骨折というふうにつながっていくと。高齢者の場合ですと、特に骨折で一、二週間入院しただけで筋力が大分下がってしまって、骨折は治っても筋力は戻らなくてまた再度転倒ということで、だんだんそういう悪循環が続いていくと、介護状態に陥ってしまうというようなこともあるのかなと。ですから、常日ごろから運動習慣によって筋力の維持向上、そういったことも非常に大事だなというふうに考えているところでございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 今回の改定で保険料の自治体間の格差が大きく広がっていると言われて おります。保険料の負担をいかに抑えるかが今後のまちづくりのポイントとなるのではない かという指摘もありますけれども、さっきの答弁でも、かなりその辺も踏み込んでお話しい ただきましたけれども、再度、町長のほうからその保険料を引き下げるまちづくりへの取り 組みについてお伺いしたいと思います。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 先ほども答弁をさせていただきましたように、町としてもかなりの事業、 予防事業を実施しております。

しかし、町だけでなかなかできるものでもないんです。私も職員に一つ話をしていますのは、 やはり企業の協力、企業の自覚というものも非常に大事だろうと思っております。もちろん、 先ほど申し上げたように個人の自覚、一人一人の自覚、まずこれが基本にないと、なかなか この予防というものは進まないだろうと思っていますし、さらに多くの時間を過ごす企業の 経営者の意識改革というものがやはり大事だろうと思っています。

国でも、経団連等々でも健康経営というものの推進を図っておりますので、今、加美町の中には、宮城県の中でもまだまだ少ないんですが、加美町ではわずか1社なんですね、健康経営としての認定を受けている会社が。やはりこういったものも広めていくという、こういった働きかけなども今後、していきたいと。できることは全てこれをやりながら、まずはご本人のクオリティー・オブ・ライフですから、いかにクオリティー・オブ・ライフを維持するか、できるだけ不健康な期間を短くして健康で長生きしていただくということ。そして、そのことが加美町の医療費の抑制にもつながるということでありますので、議員の皆様方のご協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 町長の答弁からもあったように、介護状態にならないためには、まず1 つ、日ごろから積極的に体と頭を使うこと。第2に、趣味や地域などのさまざまな活動に参加すること。3つ目が、日常生活に必要なことはできるだけ自分で行うようにすること、この3つを実践することによって介護状態にならない、介護予防ができるということのようであります。

また、介護予防体操等をDVD等につくり配布し普及させ、みんなで取り組もうとしている

自治体もあるようですけれども、この辺の介護予防体操等をつくる考えはあるかどうかお伺 いいたします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 地域包括支援センター所長。
- ○地域包括支援センター所長(千葉桂子君) 地域包括支援センター所長です。

昨年度に介護予防体操ということではなくてですけれども、誰でもできる健康体操として元気わくわく体操を作成いたしました。それで、今年度はCDとDVDを作成中でございます。早ければ7月下旬ぐらいに完成する予定でおります。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 済みません。ちょっとわからない部分もありますけれども、それをつくられてそれをどのように普及、町民に浸透させ皆さんに実践していただくかという戦略的なものはお考えかどうかお伺いいたします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 地域包括支援センター所長。
- ○地域包括支援センター所長(千葉桂子君) 地域包括支援センター所長です。

子供のときから高齢者まで全ての人が簡単にできるような運動になっておるんですけれども、ストレッチバージョンとそれから筋トレバージョン、それから有酸素バージョンと同じ音楽で3パターン作成しております。できましたCDとかを幼稚園とか小学校、中学校、それから介護予防のための健康運動サポーター、地域の方々に運動を広める地区組織なんですけれども、そういったボランティアの方々、指導者になり得る行政区の方々に配布をというふうに考えております。ミニデイサービスですとか、地区の集まりなどのときに活用していただければというふうに思っております。

それを活用するに当たりましては、ミニデイサービスのリーダー研修会ですとか、それから 運動サポーターの養成講座などで研修をいたしまして、地区全体に広めていきたいというふ うに考えております。ミニデイサービスをほとんどの地区がやっていらっしゃるということ の現状がありますので、地区の隅々に行き渡るのにはミニデイサービスとか行政区単位での 普及というところが有効かというふうに考えております。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) ぜひお願いしたいと思います。

介護予防の必要性は認識していても、なかなか1人ではできないとか、また、男の場合、地域のミニデイサービスなんかにも余り参加しないとかいろんな状況があると思うんで、この辺、より小単位といいますか、個人の家でもそういうものが何人か集まればできるとか、そ

ういう体制にするためにもリーダーといいますか、介護予防のリーダーをもっともっと養成 する必要もあるのではないかなと思います。今もリーダーの養成にも努めておられますが、 このリーダーをより多く養成するためにボランティアといいますか、その辺を推進する何か 施策がないかどうかお伺いいたします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 地域包括支援センター所長。
- ○地域包括支援センター所長(千葉桂子君) 地域包括支援センター所長です。

運動サポーターの養成は3年に1回、新たに町民の方から募りまして常に新しい方の登録を というふうに考えておりまして、今年度も運動サポーターの養成年になっております。

それから、運動の包括支援センターのほうで企画しました介護予防事業、筋力アップ教室ですとか、そういったところを卒業なさって運動を自主的に行っているグループが幾つか町内にはあるようです。小野田地区に1団体、すみれ会という団体があります。こちらは週に1回ぐらい自主的に小野田福祉センターのほうに集まって、時々はオーエンスさんとかの指導も受けたりしながら定期的に運動に励んでおられる自主グループのようです。それから、中新田福祉センターでも1週間に1回とまではいかないんですけれども、定期的にお集まりになって運動をしているグループがありますし、あと南町の老社会でも2週間に1回ぐらい定期的に健康体操ということで取り組んでいるグループがあります。南町の老社会のグループは、運動サポーターさんが数人おられましてその方々を中心にしながら活発に活動しておられるようです。それから、地区のミニデイサービスでも定期的に集まっている地区が8行政区ほどありまして、月に1回ほど、毎回運動とまではいかないと思うんですけれども運動も意識しながら集まっておられるということで、やはり住民主体のグループというのは継続していくなというふうに考えております。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) ぜひそういう住民主体で介護予防に取り組まれる団体をどんどんふやしていくことが非常に重要なのではないかなと思いますので、取り組まれている団体を称賛しながらその数をふやしていけるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、介護予防と健康増進は切っても切れない関係にあると思います。その中で、町の広報紙に秋にウォーキングイベントを開催するという記事が載っていました。これを機会に多くの方がウォーキングに取り組めるようになればいいのかなと思います。そのためには、またより多くの方がより広範な地域で取り組めるためにウォーキングコースの設定とか、定期的に開催するなども考える必要があるのではないかなと思いますが、これはどちらでウォーキ

ングをやられるのかよくわからないですけども、このことについてもしお答えいただければ お願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(内海 悟君) 保健福祉課長でございます。

議員ご指摘のとおり、ウォーキングというのは非常に有効であると。宮城県民というのは、 非常に運動不足で1日の歩数が全国でワースト1位ということになっています。運動習慣の ある人の割合も低くて、大崎地域は県内でワースト1と、これもなっております。加美町で も週2回以上運動している人の割合は非常に低いと、3割程度だと。全国平均が40%ですの で低いと。そういった面から、ウォーキングというのは非常に有効ではないかというふうに 考えております。

現在、ウォーキングのコースということで、柴田町でウォーキングコースをホームページ等に載せていると。あとは、県のホームページを見ますと、そのほかにも大河原、あそこは一目千本桜と河川敷のコースを設けたりといった形で県のホームページのほうに県内の市町村団体のウォーキングコースというのが載っております。残念ながら加美町は載っていないんですけれども、かつて加美町でウォーキングコースというのを設定したことも中新田時代でしたかね、あったかと思います。そういった形でウォーキングのコースというのを設定するというのも一つの方法かなというふうに思います。ただ、ハード面については、ちょっと私のほうではお答えできませんので、よろしくお願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) なんかあるというようなお話もあるようですけれども、確かにホームページで柴田町は載っていました。

それで、町民からも1人で歩こうとかと思ってもなかなか踏ん切れないというか、始められないとかという声も聞きます。みんなで歩けば歩けるんだよという声も聞くんで、これは本当かどうかわからないですけれども、そういう取り組みというのが大事かなと。いろいろ見ていますと、百何十人が歩きましたとか、全然登録も何もなく当日、自由に来ていいですとか、毎月1回、やっていますとか、多いところだと、毎週何曜日とかと決めて歩いているとか、これは町がやっているんでなくて自主的に自分たちでグループつくってやっているようなところもあるようですけれども、そのような形で取り組めれば、また健康運動という形にもなるのかなと思いますので、この辺の取り組みも強化をお願いしたいと思いますが、この辺は最後にまた運動という、ウォーキングということで町長にまた。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 私、前に言ったかと思いますが、通常の歩数に加えて1歩ふえれば、 0.051円、医療費が削減されるというふうなデータもあるわけですから、ウォーキングといい ますか、皆さんの健康維持、増進、加えて医療費の削減につながるということは科学的にも 立証されているということであります。町としましても、元気わくわくポイントという事業 も行っております。なお、このウォーキングの推奨というものに努めてまいりたいと思って います。

今、議員がご指摘になったグループでというのは、実は非常に効果がありまして、豊岡市などでもグループ単位でウォーキングを競うというふうなイベントなども開催しておりますので、そういったことなども参考にしながら皆さん方が歩くことを楽しむ、歩くことを習慣にするというふうな取り組みを今後とも進めてまいりたいと思っております。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 全くお金もかからないでできる運動であると思いますので、ぜひ推進を お願いしたいと思います。

次に、森林環境税についてお伺いいたします。

森林資源の保全と持続可能な活用を進めるため、政府は2018年度の税制改正大綱に森林環境税の創設を盛り込みました。その課税の仕組みと地方自治体への配分方法や配分された森林環境税を活用して自治体でどのような事業を行うのか。

また、森林バンクの創設に向けての検討もなされているようでありますが、その内容についてお伺いいたします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) それでは、ご質問の森林環境税の課税の仕組みとこの財源を地方自治体 に配分される森林譲与税についてのご説明を行いたいと思います。

まず、この森林環境税でありますが、個人住民税の均等割の納税者の皆様から国税として1 人年額1,000円を上乗せして市町村が徴収するというものであります。

時期についてでありますが、東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税 均等割の税率引き下げが平成35年までに行われますので、それが終了した時点、いわゆる平 成36年度からの課税ということになっております。

国が一旦集めたこの税を全額森林環境譲与税という形で私有林の間伐などを実施するために、 市町村やそれぞれのそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与されるというふうなこと になっております。

森林環境譲与税は、森林現場の課題に早急に対応する観点から、新たな森林管理システムの施行とあわせて課税に先行して平成31年度から開始をするということになっております。

森林環境譲与税につきましては、市町村と都道府県の譲与割合が9対1となっておりますが、制度発足初期は市町村の支援を行う都道府県の役割が大きいと考えられるということから、経過措置として市町村、そして、都道府県の割合が8対2というふうに定められております。市町村への譲与割合がその後、徐々に高めていくというふうな制度設計になっているというふうにお伺いしております。

譲与基準でありますが、10分の5を私有林人工林面積で、そして、10分の2を林業就業者数、 そして、10分の3を人口割で譲与されることになっております。

また、私有林人工林面積につきましては、それぞれの市町村の林野率で面積を補正すること になっております。これは私有林の中でも条件不利な森林を反映するという考えに基づくも のであります。

林野率は85%以上の市町村については1.5、75%以上の市町村については1.3を私有林人工林 面積に乗ずることになっております。本町につきましては75%未満ですので該当はしないと いうことであります。

森林環境譲与税の使途についてでありますが、1つとしましては、間伐や路網といった森林 整備に加え、森林整備を促進するため、そして、人材育成、担い手確保、さらには木材利用 の促進や普及啓発に充てるということになっております。

すなわち森林を抱える山間部の市町村において新たな森林計画システム、森林バンクと通称 言っておりますけれども、これを活用し、これまでのさまざまな課題等により手入れができ ていなかった森林における間伐、路網等の森林整備やこのための意向調査、境界確定、さら に森林整備を担う人材の育成や担い手の確保などの取り組みを推進するということになって おります。

また、森林が少ない都市部の市町村では、森林整備を支えるとともに、森林林業への理解促進にもつながる木材利用や普及啓発等の取り組みを進めるということにもなっております。

この森林環境税は、国民が皆で森林を支える仕組みをつくっていくということでありますので、森林環境税を活用するに当たっては、広く国民全体に対して説明責任を果たすことが当然、これは求められておりますので、市町村においては使途を公表することとされております。

また、先ほど申し上げました森林管理システム、森林バンクについてでありますけれども、この国内の森林、特に人工林は資源が充実した主伐期を迎えておりますが、一方で森林現場では森林所有者の経営意欲の低下の課題などがあり、森林の手入れや木材生産が十分にされていないという状況にあります。このため、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るための新たな森林管理システムを創設する必要があるというふうに思っております。

新たな仕組みにおきましては、森林所有者に適切な森林管理を促すため、適時に伐採、造林、 保育を実施するという森林所有者の責務を明確にするということが第1点。

次に、森林所有者みずからが森林管理できない場合には、その森林を市町村に委ねていただくということ。

3点目として、経済ベースに乗る森林については、意欲と能力のある森林経営者に経営を再委託すると。そして、自然的条件から見て経済ベースで森林管理を行うことが困難な森林については、市町村が公的に管理を行うということとしております。この仕組みのもとで市町村が行う公的な管理を行う費用については、先ほど申し上げました森林環境譲与税の一部を充てることとしております。

この新たな森林管理システムの導入につきましては、森林経営管理法案が成立した後に国からガイドラインが示されることとなっておりますので、このガイドラインに基づきまして平成31年度開始に向け今年度、人、事業、実施体制、意向調査の手法、条件不利地の基準等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、森林環境税並びに森林環境譲与税についてご答弁をさせていただきました。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 平成36年度からの課税ということでしばらく先ではありますけれども、 全国的には6,200万人に課税対象となり620億円ほどの国税となるようでありますけれども、 加美町ではどのくらいが該当人数としてあるかどうか、額は1,000円ですので掛け算できます ので人数だけお知らせいただきたいと思います。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 税務課長。
- ○税務課長(佐藤和枝君) 税務課長です。 納税義務者数としましては大体1万1,400人でございます。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 今は宮城県でも森林課税があったような気がしますけれども、この辺の 今、二重課税の問題が指摘されていましたけれども、これは解決したのかどうか、その辺、

おわかりであればお願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(猪股 繁君) 森林整備対策室長、お答えいたします。

宮城県におきましては、みやぎ環境税ということで県民税の均等割の超過課税をやっております。これにつきましては、個人が年1,200円ということでみやぎ環境税で次の世代へ引き継いでいくために環境政策をやっている状況でございまして、一応森林環境税と国の税と重なるんでないかということで担当者会議でも問題になりまして、宮城県では一応それを検討するということになってございまして、廃止するかどうかはまだ決定してございません。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 町に譲与税額として平成31年、来年度から交付されるというんですか、 されるわけですけれども、県と町の割合はさっきお話しありましたけれども、額的にはどの くらい譲与されるのか、その辺、おわかりでしたらお願いします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(猪股 繁君) 森林整備対策室長、お答えいたします。 まだ県の試算でございますが、平成31年度からは約1,000万円ほど加美町には譲与税が来る 予定でございます。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 今、町で林業に従事している人はどのくらいおられるのか。また、林業 経営者の状況をどう把握されているかお伺いいたします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(猪股 繁君) 森林整備対策室長、お答えいたします。林業就業者につきましては95人ということになっております。森林の事業体につきましてはちょっと数については私、今、手元にないので後でお答えしたいと思います。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) この譲与税を使って林業の担い手を育成するという事業も含まれるようでありますけれども、この辺の育成についてどのような手法でといいますか、どんなふうにして林業の担い手を育成していくお考えかお伺いいたします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(猪股 繁君) 森林整備対策室長、お答えいたします。

林業の就業者につきましては事業団体のほうにいろいろ入っておりますけども、林業経営者

が少ないということでなかなか担い手がふえていない状況でございますが、県の林業振興基金とか、そういう関係で林業の従事者を育成するための教室とか研修会を対策としてやっておりますので、その辺に私のほうの加美町からもいろいろ行っていただきたいなと思ってございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 人材の育成も担い手の育成も、また山の管理も含めて地元の森林組合と の連携等についてはどのようにお考えかお伺いいたします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(猪股 繁君) 連携といいますと、市町村と事業体ということでございましょうか。(「森林組合」の声あり)

森林組合とですね、森林組合につきましては、この新しい森林経営管理法案におきましては 意欲と能力のある林業経営体ということになる予定でございますので、この林業に適した森 林を再委託する委託先としては森林組合が担うことになりますので、そちらのほうと連携は とりたいと思ってございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) 九州のほうでは木材が足りないといいますか、今、韓国や中国への輸出で木材が足りない状況、そして、山の泥棒といいますか、木が盗まれるという被害も起きているようですけれども、全国的には毎年増加する森林資源の4割程度しか利用されていない状況で、6割はだんだんたまっていくんだからいいのかもわからないですけども、ただ、きちっと利用しないとまたふえてもいかないという状況だと思います。これによって森林の利用率が上がるのかどうか、その辺、どのように認識されているかお伺いします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(猪股 繁君) 森林整備対策室長、お答えいたします。

国の考えでは、現在、3分の1程度が管理経営されているというような状況だということでございますが、これを3分の1程度、林業経営者に経営管理委託する、あとまたは3分の1程度、市町村が経営管理をするということで、将来的には利用を上げていきたいというようなことで考えているようでございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 一條 寛君。
- ○10番(一條 寛君) この税を利用いたしまして、本当に加美町も山がいっぱいありますので本当に林業で利益が出る町を目指して取り組んでいただきたいことをお願いして終わります。

どうもありがとうございました。終わります。

○議長(早坂伊佐雄君) 以上をもちまして、10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。 暫時休憩いたします。午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(早坂伊佐雄君) 休憩を閉じ、再開いたします。

先ほどの一條 寛議員の質問について、森林整備対策室長より発言の申し出があります。これを許可いたします。森林整備対策室長。

- ○森林整備対策室長(猪股 繁君) 森林整備対策室長、お答えします。
 - 一條議員から質問ありました事業体の関係でございますが、有限会社としているのは3事業体になっております。その他は法人化をしていない事業体ということで数社ですけれども、 ちょっと把握していないようです。以上です。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 通告 5 番、5 番髙橋聡輔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

[5番 髙橋聡輔君 登壇]

○5番(髙橋聡輔君) それでは、通告に従いまして、大綱1問の質問をさせていただきたいと 思います。

時間的に餓死しそうな方がいるようなことを言っていましたので、時間配分に配慮しながら、 皆様の暗黙の期待に応えられるように質問していきたいと思いますので、よろしくお願いい たします。法令遵守でいきたいと思います。

1つ目に、河川公園の活用方法について。このように本日もそうなんですけれども、こういった暑い季節になりまして河川公園のさまざまな活用が期待されます。主として河川においての釣り、カヌーなど水辺を活用したアクティビティや火を使用する花火やバーベキューなどが考えられるところであるが、マナーを守り安全に楽しんでもらうためにも以下の点について伺います。

まず、水辺を活用したアクティビティについて。中高生の部活動や地方創生交付金を活用したカヌーを推進しているが、カヌー場田川堰付近ではジェットスキーを行っている方もいます。

①として安全面を考慮する必要があると思うが、現状はどうなっているか。

②に、付近には鑑札を購入して釣りを楽しんでいる方もいるが、アユの遡上や釣り客からの 苦情、トラブルというものは現在ないかどうか。

③につきまして、カヌー、ジェットスキー、釣り客とのそれぞれの意見など現状はどうなっているか。また、連絡等は調整はとれているのかどうか。

この件、2つ目としましては、火を使用する花火やバーベキューについて。

現在、公園での火気を使用する際の使用届等は現状、どうなっているか。

- ②としまして、町民共通のルールをつくる考えはないかと。
- ③として、届け出をしないで、火気の使用届ですね、これをしないでも火気を使用できる場所を限定する考えはないか。

3つ目としまして、以前、私が一般質問でも質問させていただきましたが、以前、検討していたあゆの里公園の整備は今後、どのように整備していくか、どのように検討していくか。

- ①としましては、1人1プロジェクトで検討された町有地、現在、どのような協議が行われてどのように活用する予定でいるのか。
- ②としましては、ローズガーデンの跡地や噴水、ローズガーデンも大分昔に比べると高低差が低くなってきたようにきょうも見てきたんですけれども思いました。そこの部分をどのように今後、活用していくか、この点についてお伺いします。

○議長(早坂伊佐雄君) 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) それでは、ご質問の合計8点について答弁させていただきます。

まず最初に、水辺を活用したアクティビティという中で、ジェットスキーを行っている方がいると。安全面を考慮する必要があるのではないかと、現状、どうなっているかというご質問でありました。

このジェットスキーの愛好者でありますけれども、不定期に利用していらっしゃるようであります。また、昨年からこのジェットスキーの大会が鳴瀬川と田川の合流域において実施をされているということでございます。そういったことから、利用者はふえてはきているんだろうというふうに認識をしております。

そういった中で、カヌーを練習している、当然、あそこはカヌーの通常は練習場であります ので、練習をしているときにはおおむねジェットスキーには乗船しないということであって、 現時点でカヌーの障害にはなっていないということであります。

鳴瀬川の水面での中新田中学校、中新田高校のカヌー部の練習につきましては、その日の日

程にもよりますけれども、平日は午後5時ごろから6時ごろまでと。学校が休日の場合は午前9時ごろから3時ごろまでであります。

また、カヌーの競技大会につきましては、5月12日に国体カヌー宮城県予選が行われたところでありますし、9月1日の県の新人カヌー競技大会までの間、6回ほど競技会が開催されることになっているようでありますけれども、そういったことにも特に支障はないというふうに聞いているところでございます。

一方、このジェットスキーの大会でありますけれども、8月25日から8月26日までの2日間、ヤマハ主催のジェットスキー大会が開催されるというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、現時点ではトラブルは起きていないということでありますけれど も、今後とも十分安全に留意してジェットスキーの愛好者には楽しんでいただきたいという ふうに思っているところでございます。

釣り客とのトラブルはないかというご質問でありましたけれども、確認できる限りにおきま しては、釣り人とのトラブルはなかったということであります。

この利用については、特に法的に制限をするものがありませんので最終的にはモラルの問題だろうというふうに思っております。それぞれが共存していくということが重要だと思っております。当然、このジェットスキーの愛好者にとっても何かトラブルがあれば、結果的に自分たちがそこを利用できなくなりますから、皆さん方には十分な自覚の上で利用していただきたいというふうに思っているところでございます。

なお、ご質問のアユの遡上に関してでありますが、実際の調査はしておりませんのではっき りしたことは申し上げられませんけれども、問題があるということは聞いておりません。

次のカヌー、ジェットスキー、釣り客のそれぞれの意見などについてと、現状、どうなっているかということでありますけれども、カヌーの練習水域で釣りを行っている際は、できるだけ迂回をし、お互いが妨害しないように気をつけているということであります。

なお、ジェットスキー愛好者に関してもカヌーの練習会場であることを考慮しながら乗船していただいているということであります。

先ほど申し上げましたように、基本的には自由使用が河川の水面については原則でありますので、使用に当たっては土木事務所への申請なども必要ないということであります。それぞれがお互いに配慮しながらトラブルがないようにやっていくことが大事だというふうに思っております。

次に、大きな質問の項目としまして、火を活用したアクティビティについてということで1

問目は、現在、公園での火気を使用する際の使用届け出についてということでありました。 公園の使用許可、団体が使用する場合には、使用許可を出していただいているところでございます。あゆの里公園とさわざくら公園について公園の使用許可を出していただいております。その使用許可証の中に火気使用の有無という項目がありますので、使用する場合にはありというふうに記載していただくわけでありますけれども、使用条件としまして芝生及び植栽をしてある場所での火の使用禁止と使用した際には生じたごみですね、生ごみならずごみは申請者が回収し、持ち帰らなければならないということとしております。

また、都市公園のほかに、先ほど2つの都市公園についてお話ししましたけれども、下野目の河川公園ふれあいの岸辺においても、河川公園使用許可を出していただいておるところでございます。

ちなみに平成29年度、28年度の使用許可でありますが、件数としましては、あゆの里公園について29年度が40件、さわざくら公園は11件、下野目の河川公園については43件申請がございました。そのうち、火気の使用ありと記載した団体があゆの里公園では70件のうち7件、さわざくら公園は11件のうち6件、下野目河川公園は43件のうち3件でありました。

2つ目の町民共有のルールづくりをする考えはないのかというご質問でありました。火の使用においては、例えば使用許可を受けた公園でバーベキューを行う場合、他の利用者からの目もあることや公の場であるということを意識し、人を不快な気持ちにさせる行為がないよう使用者はマナーやモラルを持って実施していただきたいというふうに考えておりまして、現時点ではルールづくりの予定はございません。

次のご質問、届け出をしないでも使用できる場所を限定する考えはないかということであります。公園など公共の場所の多くでは火の使用を禁止しているところでございます。届け出をしないで使用できる場所となりますと、一般の河川敷では自由使用になりますけれども、直火をたくことなどの危険行為の禁止、ごみの持ち帰りなどの良好な河川環境の維持についてご協力いただくことになります。

公園内の遊休地を活用するとなれば、整地工事等々、理解を得ることが必要であります。また、この維持管理ということも当然出てきますので、人的な問題あるいは費用の問題、こういったことなども検討していく必要があるだろうと思っているところであります。現時点での予定はございません。

次に、以前、計画検討していたあゆの里公園の整備についてどのように検討しているかということで、1点目として、1人1プロジェクトで検討されました2へクタールの町有地の件

でありますが、平成25年度に1人1プロジェクトとして庁内の若手を中心に遊休地活用プロジェクトを実施したところでございます。その中でマウンテンバイクのコースとか、ストレッチ散歩コース、アウトドアランド兼多目的スペースなどなどの提案がありましたけれども、具体的な計画整備には至っておりません。

現時点では、既存の公園、21カ所の維持管理費としまして年間3,300万円から3,400万円、並びに遊具等の修繕費に1,000万円の経費を要しておりますので、現在の公園の適正な管理に専念をしているところでございます。遊休地の新たな公園としての活用については、もう少し検討しませんと、先ほど申し上げたような整備内容もさることながら予算的な問題も生じますので、検討していかなければならないんだろうと思っております。

次に、ローズガーデンの跡地や噴水の修繕ということでありますけれども、この場所は、自然環境と都市的環境の保全に努めるとともに、緑地内に運動公園施設等を設置し、地域住民のスポーツの振興とレクリエーションの場として昭和53年度から平成14年度まで整備を行ったものです。ローズガーデンにつきましては平成2年度に設置をいたしました。平成29年度に3回開催されました既存公園の管理及び利活用会議の加美町公園施設等長寿命化計画においては、平成32年度以降の計画の中に園路、広場、遊歩道であります修景広場、噴水池、ベンチなどであります、の修繕計画の提案がありますので、優先度や緊急性など他の公園との調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

また、平成30年1月11日に開催されました加美町子ども・子育て会議における既存公園に関する意見の中で、小さい子ども向けの遊び場が欲しい、遊具が欲しいという意見が多数ありました。今年度、さわざくら公園に複合遊具1基、ロッキング遊具3基を設置いたします。また、ローズガーデン周辺についても既存公園の整備としまして、築山箇所を中心とした未就学児が安心して遊べる公園整備を検討してまいりたいと考えております。

以上、合計8点につきまして答弁させていただきました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) では、さまざまな角度から再度質問させていただきたいと思います。

今、町長の答弁のほうから一番大事な言葉を言われてしまっているので非常に苦しいところがあるんですけれども、モラル、モラルという問題がこのモラルをもってして全ての公園はルールがなくてもモラルを守れれば何の問題もなく維持管理をしていけるのかというところと、使っていけるのかなというところはあるんですが、こういう話を言うのも悲しいことなんですけれども、最近、このモラルがなかなか個人差があるといいますか、そういった現状

にありまして、しからば、やはりルールづくりをする必要性があるのではないかという思い もありまして今回このような質問をさせていただいてございます。

まず、水辺を活用のアクティビティ、先ほどあったジェットスキーの関係です。そもそも、 先ほど町長の答弁のほうでは、ジェットスキー、土木事務所への届け出等は要らないという お話がありましたけれども、現状、今、田川の堰でジェットスキーを行っている方々という のは、そういった届け出はない状況で来ているのかどうか、その辺について担当の課長、よ ろしくお願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 体育振興室長。
- ○体育振興室長(上野一典君) 体育振興室長でございます。

鳴瀬川カヌー競技場の管理に関しましては、体育振興室のほうの主管でございますので私の ほうからお答えさせていただきます。

現在、鳴瀬川のほうにコースレーンが張ってあります。それに関しては町としての占用許可は取っておりません。占用許可に関しては、県スポーツ健康課のほうでコースレーンを設置しておりますので、そちらのほうから占用届を出していただいて設置している状況です。

町としましては、使用届を県のほうに出しまして使用していただいているということになっております。それはカヌーに関してですけれども、ジェットスキーに関しては、水面に関しての使用届はどこにも出していないと思います。ただ、話としては通していると思いますが。大会等で公園等のほうに構造物並びにテント等の設置がございます。それらに関しては土木事務所のほうに占用届を出しております。その中に町のほうに一応協力依頼ということで申し出がありましたので、ジェットスキーの大会等も入れて使用願いを出しているところでございます。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) もう一度だけ確認をさせてください。ということは、ジェットスキーを する場合には、個人的に大会がない場合であれば、自由に出入りし、そこでジェットスキー を使用することが可能になるということでよろしいんですか。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 体育振興室長。
- ○体育振興室長(上野一典君) 特段の規制はございません。答弁の中にもありますけれども、 水面に対しての決まりはございませんので、届け出は必要がないということになります。

ただ、鳴瀬川カヌー競技場に関しては、国体を契機に大会等をやっておりますので、県にも コースロープを張っていただいておりますので、そこら辺の県との共有というか、県と一緒 にやっている状況でございますので、そこで届け出を出しております。特に届け出は要らな いということになります。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) 先ほど町長の答弁の中で、カヌーをしているときには使用しないというところで現在、支障がないというお話を答弁でいただきました。どこまで話が、現場からの話が上がっているかというところなんですが、ある中学生が部活動をしている際中にジェットスキーが入ってきたことがあると。実際にジェットスキー、入ってきてしまってどうすることもできないということで警察に届け出を出したという話なんですが、やはりルールとして条例もなく、先ほどもモラルをしっかり守られていれば、もちろん、そういったことはないんですが、モラルが守られない、これくらい離れていればいいだろうという感覚でやっているという形で、共存しているような形になるわけですけれども、そういった場合、警察を呼んでも条例、ルールがないと、警察のほうでも何と指摘をしたらいいかわからないというような現状を現在の中学生から言われたことがあります。これに関しては、実際中高生、一生懸命部活動で全国大会のほうでも成績をおさめていただいていますし、もちろん、カヌーの推奨もしている町としては、事故があってからでは遅いんではないかというような思いがあります。こういった事例はまず確認されているかどうか。

あと、こういった場合にモラルでなかなか優先順位がつけられない場合、注意をする体制というのは一体どこに行ったらそういったことを明確にしてもらえるのかというところに疑問が湧くわけなんですが、その点についてお願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 体育振興室長。
- ○体育振興室長(上野一典君) 体育振興室長、お答えいたします。

確かにジェットスキーに関しては、初めて鳴瀬川に来る方もおります。常時あそこで練習している方は、やはりそれなりのルールを守っていただいているんですが、カヌー部の顧問の先生に聞き取りしたところ、確かに平成28年のときにコース内にジェットスキーが入ってきて練習ができなかったという実態があります。そのときの対応ですけれども、やはりカヌーをやっているからといって障害になるからやめてくれということはなかなか言えない立場でして、それで警察を呼んで対応したという事例があったそうです。警察のほうでは、やはりカヌーをやっているので、できれば障害にならないところでやっていただきたいというところでその場は一応ご理解いただいたという話を伺っております。やはり常にあそこでやっている方々はルール上、守ってやっている人たちが多いと思いますけれども、中には初めてき

てわからないところでやってしまうというのもあると思いますので、そこら辺はカヌ一部の 顧問とも一応話いたしまして、来たらちょっと声かけるような体制を整えていきたいと思っ ております。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) 全てモラルで片づけられてしまうような話にはなってしまうんですが、話をしてわかっていただける方、それは非常にいいのかなというふうに思いますけれども、やはりある程度のルールがなければ、何ともモラルだけで、常識だけで、もちろん、ジェットスキーの方々もああいったマシンを実際に積んでわざわざ来るわけですからどうしてもやりたいというような思いも恐らく強いと思いますし、カヌー、町長なんかカヌーもやられていると思いますので、波の影響って非常にあるのかなというところもあります。ぜひその辺のルールづくりのようなものを、改めてモラルだけに任せることなくルールもちょっと検討していただけないかという思いでおりますけれども、町長、どうでしょうか。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 先ほど申し上げたように、なかなか法的な規制をすることが難しい、現時点ではできない状況なんですね。ですから、そういった中で町がルールづくりをして使用を規制するということが大変難しいということはご理解いただけると思います。今、私も答えを持ち合わせているわけではありませんので、恐らくは同じような事例というのは全国にあるんだろうと思います。そういったことも我々としても調べてどういう形で共存していけるのか、そういった検討はもちろんのことながら行っていきたいと思っていますし、事故が起きないように何らかの一番はやはりそれぞれの自覚ではありますけれども、どんな対策が講じられるのか研究、検討してまいりたいと思います。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) 町だけでもちろん、単独で決めるということは難しいというのは承知しております。今、町長のほうからも答弁いただきましたけれども、県のほう、全国事例等々も確認していただいてこういった安全の確保、真っ先にしていただきたいと。本当にああいったアクティビティ、人を呼ぶというようなところにおいてもカヌーやこういったジェットスキーというのももちろん有効な手段になると思いますので、その辺の県との相談等々、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

先ほどアユの遡上云々という話になりますけれども、釣り人の方とのトラブルというのはないというような答弁をいただきました。実際、あそこの堰のところで釣りをするということ

が非常に少ないのであろうということも想定はしていたのですが、やはり遡上の関係が調べていないというようなことではなかなかわかりにくいところではあるんですけれども、そういったことももしかすると影響があるのではないかということで今回の質問に載せさせていただきました。釣り客の方々、鑑札を購入しているわけですから、やはり釣れないところの鑑札は買わないというような形にもなってしまいますので、ちなみにこの鑑札の、わかればで結構です。鑑札、今までの傾向として減っているのか、横ばいなのか、その辺、もしわかれば、わからないですか。商工観光課長、お願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(岩崎行輝君) 商工観光課長でございます。 申しわけありませんが、ちょっとそこまでは調べておりませんでした。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) 済みません。事前に言っておけばよかったんですけれども、実際、釣りをやっている方からもこのジェットスキーについてというようなことでは言われたことがありましたので、ちょっとこの辺、釣り客を絡めてというようなことで質問させていただきました。

あとは、この水辺のアクティビティ、先ほど釣りというお話をしましたけれども、現在、釣りをする、川岸まで行くところのルート、何カ所か町としてはあるといいますか、設置をしてあるはずです。中央公園にも一部ありますし、並柳公園にも一部ある。田川公園にもあるんですかね、こういったところが毎回入り口が草でぼうぼうになり、下が砂利なものですから下でぼうぼうになりまして管理もできないと。毎年、放流をするたびにここを刈ってくれですとか、何とか通れるように砂利を再度、敷いてくれという要望が上がっていると思います。何とかこの辺の部分を、あゆの里と名乗っているわけですから、以前、階段をつけたこともあったと思いますが、そういった対応はできないのかというところについて建設課長ですか、お願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 建設課長。
- ○建設課長(三浦守男君) ご指名ですので、建設課長です。

今、髙橋議員の言ったとおり、毎年5月中旬ころ、漁協のほうでアユの放流ということで、 あわせて幼稚園児に放流のほうをさせていただきたいということで、放流する低水護岸から 河川に入るところの整備のほうということで毎年、お願いされていまして、整備といっても 砂利を寄せて車が入れるような状況にするということでやっております。 あと、何カ所か車が入れるというか、釣り人が入れる場所というお話がありますが、毎年、 やっぱり台風等で結構前年度が入れてもことしは入れないような状況もあると思いますが、 草刈りについては漁協のほうで、これは鳴瀬吉田の漁協に限らないと思うんですけれども、 他の漁協でも、やっぱり釣り人のために入れるような場所について草刈り等をやっていると いう漁協がございますので、その辺は漁協のほうとお話ししたいと思っております。

あと、河川のほうの、例えば水際まで車が乗り入れるような状況が欲しいとなった場合、やっぱり現況をいじるということは河川法の関係でやっぱり届け出がかなり必要になってきますので、その辺が入れるような状況、今まで季節に合ったものを使って入れるような状況であれば、簡易なものでいいか、それとも改めてそういう河川法に基づいた正式なものを出さなくてはいけないかというのはちょっと確認が必要だと思っております。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) 毎年、建設課では同様の対応をしていると思います。毎回毎回、そこに 砂利を寄せて草を刈ってというような話になるわけですから、昔、それこそ私が中学生ぐら いのころにはアユのつかみ取りをするためのルートとして階段でおりていって、そこから先まできれいに川辺まで行けるという状況がありました。あのときに階段をつけているというような、さまざまな県との協議はあったと思うんですけれども、そういった手段ができるのであれば、毎年毎年、同じように重機を使って砂利を寄せ草を刈っているような状況であれば、階段をつけることができるのであれば、舗装ないしは簡易舗装でもいいと思うんですね。そういったことの要望をぜひ強く要望していただいて、今回、無理やり関連づけてしまいますと、農業遺産の治水の関係というところもいろいろあると思いますし、美化整備のときにも川のほうにおりれてもいいのかなというふうに個人的には思います。そこの部分の県への要望をしっかりともう一度確認していただいて、できれば簡易舗装等にはしていただきたいというふうに思いますけれども、もう一度お伺いします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 建設課長。
- ○建設課長(三浦守男君) 建設課長です。

毎年、やっぱり議員さんが言うように、漁協の放流のたびに町のほうで協力してはやっております。ただ、あと漁協のほうも川の状況を見ながら、毎年、その場所と限定されていないということもありまして、川の状況を見ながらそんなに離れるわけじゃないんですけれども何百メートル上流にやってくれというような希望がありますので、それに基づいて今、協力を町のほうでやっているということで、あと最後に1点ありました簡易舗装というお話があ

りましたが、やっぱり河川のほうにそういう構造物的なもの、簡易的な舗装になると思うんですけど、それについても河川法の55条というのがありますのでそれに関連してきますので、その辺は県と協議が必要になると思っております。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) 最後に1点だけ指摘だけさせていただきます。

あゆの里中央公園の、何といったらいいんでしょう、昔、あゆまつりといいますか、やっていたところとゲートボール場の間ぐらいのところに看板立っています。釣り場専用というような看板が立っていまして、そこの脇に川におりていけるような道がついているような形にはなるんですけれども、そこの道の前に実は真っすぐ入っていきますと、そこに縁石があるような状況になっています。一度、その縁石を越えるために奥まで行って細いところを通ってきてからおりていかないとおりられないような状況になっているんですね。わからない方が来たら、恐らく縁石に突っ込んでしまうような形になっていますので、そこを一度確認していただきたいなという要望です。この水辺についてというところはこの辺にしておきたいと思います。

済みません。建設課長、続きます。

先ほど火を使用する場合についての公園の届け出等はということがありました。答弁の中で、あゆの里、さわざくら公園、この辺について火気使用届というものがあるということですが、条例上、占有届、公園を占有する場合にその中に火気を使用するか否かというような欄がつくられております。下野目の場合は、実際にかまどといいますか、あるので火気の使用というところですぐにはわかりやすいふうになっているんですけれども、占有届が出されない方々がほとんどの方なのかなと。むしろ団体の方で占有届を出して火気を使用する方々というのは非常に安全に使っていただいているような思いはあるんですが、そういった方以外の火気の使用についてもう少し制限ができないのかなというように思いますが、この辺についてどのように考えているでしょうか。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 建設課長。
- ○建設課長(三浦守男君) 建設課長、お答えします。

冒頭のほうで町長が答弁したように、今のところ、あゆの里公園、さわざくら公園、下野目 公園の河川公園とありまして、あゆの里公園に関しては田川公園、中央公園、並柳公園とい うことで3カ所に分かれております。加美町の都市計画公園の条例で第2条に基づいての許 可申請書を出していただくということになっておりまして、その許可申請書の中に火気の有 無という形で扱っております。

内容的には全部、または一部を、団体もなんですけれども、独占して使用する場合には届けを出していただくということになっておりまして、今のところ、言ったように許可証というか、申請書を出さない方が火気の使用ということになっていますと、今のところ、把握はしていないということで、ただ、うちのほうもその公園の申請書を出して3つの公園、例えば鳴瀬川のあゆの里公園があるんですけど、その公園の許可したということはどの場所を使って火気を使用しているかというまでは全然把握はしていない。今後、これも検討する必要があると思うんですけど、例えば並柳公園のこの部分に関しては火気を使用してもいいとか、その辺もちょっと今後、検討するべきかなとは思っております。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) 実際どの場所で火気を使用されているか、なかなかわからないというようなお話がありましたが、私も公園から非常に近くに住んでいるもんですから火気使用している場所、わかります。というのは、翌日、ごみが置いてあるんです。なので、至るところにそのごみが置いてある状況のところでバーベキューをしていたりと。果ては、うちの近くなんですが、一度警察に来てもらって注意をしてもらったこともありますけれども、火を使いながら夜10時過ぎまで車のライトを照らしてバーベキューをしながら音楽をがんがん流しているというような状況でバーベキューをしている方もいます。そういった方々に我々が注意をした場合に、何でだめなんだというような答えが返ってくることのほうが非常に多いんですね。そのごみの問題でしたり、騒音の問題でしたり、こういった一定の使用時間でしたり、場所を限定することによってこういった問題を解決することができるんではないかというふうに個人的には考えております。この辺につきましてもう一度お願いします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 建設課長。
- ○建設課長(三浦守男君) 建設課長です。

利用のために申請をいただいている方については、利用時間等も記載していただいておりますが、ただ、個人的に許可を出していない方については、その辺が全然まだ把握されていないということがあります。先ほど議員さんが言ったように、うちのほうでもどの公園のどの場所で多く、例えば火気を使用されているかというのもちょっと確認が必要になると思います。また、その場所が確定されれば、今後、検討になると思うんですけど、例えばそこでの限定で火気を使用してください等の看板等の設置等も今後、考えていくべきかと思っております。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) ありがとうございます。看板を設置していただくということも非常に大事なことだと私も今、要望しようかと思っていたところなんですが、今回公園に関して子ども公園の関係があって全部の公園をチェックしていただいているというふうになると思います。そうなった場合、こういった火気を使用して町民の皆さんが憩いの場といいますか、使われそうな場所というところも恐らく把握していると思うんですね。そういったところに関しての実際の火を使用していい時間帯ですとか、場所の限定をすることによってもごみの捨てられる範囲を狭めるというようなことにもつながっていくのかなというふうに思いますので、そこも含めて看板の設置、それと今、看板、中央公園付近にはやはり野球の方々が、野球、ソフトボールで使われる方が多いので、あそこの部分に関しては看板が非常にまだ読めるような状況でありますけれども、田川公園、並柳公園、下野目、済みません、ちょっと確認できなかったんですが、ああいった公園のほうで看板がかなり古くなっていまして呼びかけ等々もわからない状況になっている。都合よく言えばちょうどいい更新時期なのかなという部分でもありますので、そういったルール等も再度考えていただいてその看板の設置を強くお願いしたいところなんですが、この件につきましてお願いします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 建設課長。
- ○建設課長(三浦守男君) まず、既存の看板の関係でございます。今後、ちょっと現地のほうを確認させていただきまして対応する方向で検討させていただきます。

あと、あわせて火気を使用する場所等についても、うちのほうでも把握していないこともありますので、一番地元に近い髙橋議員さんがおりますので一緒に現地のほうを立ち会っていただいて、その辺、ご指導いただけばと思っております。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) 一般質問の場でそのように言われますと、看板を一緒にどこに立てるか、 作業を手伝えと言われれば手伝いますので、ぜひ看板設置のほうをお願いします。

時間もそろそろ皆さんの期待している時間が迫ってきておりますので、3点目に移りたいと 思います。

先ほど1人1プロジェクトで検討された町有地、この件につきましても町長から答弁いただきました。私、今回ストライダーという乗り物を皆さんも周知されたところだと思いますけれども、このストライダーを乗る場所というのはあゆの里公園、非常にいい場所だなというふうに個人的には考えております。つきましては、この2へクタールの場所、きょうも1メ

ートル50ぐらいですかね、雑草が伸び切っていまして、今の現状ですと、どういった虫がいるのか、蛇がいるのか、動物がいるのかよくわからないような状況になっていますが、あそこもうまく活用することによって今、考えているのは、交流人口増加のための薬薬施設群での使用というふうになると思いますが、中新田地域あるいはあゆの里以外の場合もあるんですけれども、加美町の子どもたちが気軽に遊べる場所としてあそこの場所を検討していただいてもいいのではないかと個人的に考えるわけなんですが、その辺につきまして今後、ストライダー及びそういった1人1プロジェクト、町有地、どのように検討されているのか再度、お伺いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 私から答弁いたします。

薬薬につきましては、今、町としても皆様ご承知のとおり、薬薬のブランディングですね、 ブランド力を高めるという意味で今、薬薬にボルダリング施設、そして、ストライダーの公 認パークというものを計画をしております。

ただ、このストライダー、ランニングバイクについては、未就学児の健康増進に大変有効な乗り物でありますので、広く子どもたちに利用していただきたいというふうに思っておりますので、幼稚園や保育所等での講習会みたいなものも含めて普及させていきたいというふうに思っております。

そういった中で、確かにこの中新田地区におきまして公園、河川公園を活用するというのは、大変いい考えだろうというふうに思っております。ただ、2へクタールの町有地に関しましては、7年前の9.11の洪水のときに大分土砂等がグラウンド等にたまりましてそういったものを撤去した際にあそこのほうにちょっと寄せておりますので、いろんなものがまじっているだろうと思います。ですから、単に草を刈っただけでストライダーパークとして利用できるのかどうか、これはちょっと調べませんとすぐにお答えするわけにいきませんけれども、大変子どもたちにとっていいスポーツでありますのでこの普及を図っていくと。そのためにまずは薬薬というふうに我々も考えてご提案もさせていただくわけですけれども、薬薬のみならず、別の場所でも安全に楽しめるような場所というものを設けていくという、その必要性は私も感じておりますので検討させていただきたいと思っております。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) ぜひその辺を検討していただきたいと。もちろん、交流人口も非常に大切ですし、先ほど町長のほうからも、未就学児の体力向上、そういったことにもバランス感

覚も養える乗り物だとランニングバイクは思っておりますので、その辺をもちろん、交流人口も大事ですし、プラスアルファで地域の子どもたちの体力向上ということにも非常に役に立つというふうに私も思いますので、その辺をぜひ検討していただいて、小野田地区だけでなく中新田地区、宮崎地区にも同様のそういった公園ないしはストライダーといいますか、ランニングバイクを保管しておける場所ですとか、そういった部分をぜひご検討の一つに入れていただきたいと。その際には地域の方々の協力も得ながらこういった公園の管理ですとか、ストライダーの管理というところも必要になってくるのかなというふうに思いますので、その辺も含めてご検討いただけないかと思いますが、町長、再度お願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 各地域で貸し出しも可能にできるかどうかというのは、現時点ではお答えすることはできません。当然、そうしますと、場所も必要、それを管理する方も必要となりますので、これは慎重に検討しなくちゃないんだろうと思っています。

ただ、薬薬では推進交付金を活用しましてエンジョイカップの開催も10月に予定しておりますけれども、今回委託をしてやりますが、実は業者さんにいつまでも委託をするのではなく、やはり町のほうで地域住民がノウハウを得て、そして、いずれ近い将来、地域住民が主体となってそういったエンジョイカップなどを開催するということが望ましいだろうというふうに思っています。

実際ある地域では商工青年部、今、部長さんでいらっしゃいますけども、商工青年部が主体となって開催している地域もございますので、ぜひご協力いただいてストライダーの普及、そして、ストライダーを通した子どもたちの体力向上、そういったことに一緒になって取り組んでいければなと思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) 済みません。訂正させていただきます。部長でなく、今、中新田支部長です。部長とも相談していろいろ考えていきたいというふうに思います。

3点目ですね、もう一つ、ローズガーデンの跡地や噴水の修繕というような話になります。 先ほど、町長答弁の中にローズガーデン、これは以前、私が質問したときにここの部分に未 就学児用の遊具をつくる構想があるというようなお話をいただいて、今回もそういった答弁 をいただきました。具体的にはいつごろその遊具を設置する予定でいるのか。これが第1点 です。

もう一つは、噴水、今現在、使われていない状況にありますが、東根市の公園なんかに行く

と、噴水でビチャビチャ遊びながら楽しそうな子どもたちも、ずっとそこだけにいるような子どもたちがいるのを見ますと、うちの町にも噴水が2カ所ですか、あゆの里公園と図書館の前に、そういったものを活用すると、子どもたちも非常に涼しい思いをしながら楽しく遊べるというようなところになるなと思います。この噴水が使われなくなった経緯と、現状、これを復旧するにどれぐらいかかるのか。また、復旧させるためにはどうしたらいいのかというようなところについて2点お伺いします。

まず、最初のずっと検討されていますローズガーデンの関係でございます。町長の答弁の中

- ○議長(早坂伊佐雄君) 建設課長。
- ○建設課長(三浦守男君) 建設課長、お答えします。

に未就学児、6歳以下の安心して遊べる公園という形でいつごろ整備という形になると思いますけど、今のところ、さわざくら公園が今年度、整備を行っておりまして5月の10日にもう発注しております。9月末日で完成予定ということで今、発注しております。今考えておりますのは、ローズガーデンの跡地については、いろいろ見積もり等も今、もらっておりまして財政の問題もあると思いますけど、一気にそこに遊べる遊具を全部設置するというのはかなり難しいと思いますので、何年かに分けて整備ということで、できれば平成31年度の予算要求のころからその辺、簡単な遊具の設置のほうを検討していきたいなと思っております。あと、2点目のあゆの里公園の噴水広場の関係でございますが、この噴水広場については平成6年に時期の河川緑地公園の景観形成とイベントの際の水広場として整備されております。当時はあゆの里まつりの際のアユのつかみ取り大会とかやっていまして、常時、水を張って子どもたちを遊ばせておりましたが、いつごろか、ちょっと把握はしておりませんが、犬の散歩をしている方がそこの噴水広場を使って犬を洗うような事態が見受けられたということでありまして、その中で子どもが遊ぶというのは衛生的に悪いということでそのころから噴水をとめているという状況にあります。時期として大体平成18年ごろから噴水は使っていないということになって、大体12年間、今、使っていないという形になります。

今後、修繕して使っていくという形になりますが、公園の長寿命化計画の中でその噴水の修繕ということも見込んでおりまして、平成32年ごろから修繕計画ということであります。ちょっと私も現場のほうを確認してみましたが、やっぱりタイルの破損が結構多いということで、やっぱり噴水の周りもなんですけど、中に子どもたちが入って遊ぶとなれば、結構タイルが破損していまして危険な状態にあるということと、あと水の出口、蛇口ですか、それが結構経年劣化されているような状況にありますので、その辺、調査が今後、必要になってく

るのかと思っております。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 図書館前の噴水については生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤 肇君) 生涯学習課長です。

図書館前の噴水につきましては、建設当時は夏場だけでございますが、やはり子どもたちが遊んでいたということで大分よかった状況でございます。その後、あゆの里の噴水と同様、いつからかまでは把握はしておりませんが、やはりいろいろ衛生的な関係だったり、あるいは機械的に今、どのようになっているのか、ちょっと私も把握をしてございませんので、そのような関係で一度、使わなくなりますと、使えても前任者が使わないみたいな形で悪い流れがあったりする、多分それが今になっているのかなというふうな思いがしてございます。今の状況がどうなのか、後ほど確認をしたいというふうに思ってございます。以上でございます。。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。
- ○5番(髙橋聡輔君) この噴水が使われなくなった経緯、先ほども議員の皆さんからもモラル の問題だなというような話がありました。こういった噴水を使う等にもさまざまなルール、こういったものが必要になるのかなというふうに思いますし、またそれを知らせるための看 板等々、こういったものを設置して、潜在能力は物すごくある町だと思います、その噴水に 関しても公園に関してもですね。私、個人的に思うのは、あそこのあゆの里公園の場所にこれが建築物として難しくなるのかどうかあれですけども、あずまやなんかがあれば、噴水もある、バーベキューもできてストライダーもあってというふうになった場合に、東根市と対して遜色ないぐらいまでいけるんじゃないかということもできるわけですから、そういった 思いも個人的には夢見るところでありますけれども、最後に町長、そういった構想についてもう一度町長のお考えを聞いて、この辺で終わりにしたいと思います。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 河川敷ですのでさまざまな制約がございます。なかなか東根市のようにというわけにはいかないだろうと思いますが、いずれにしても、既存の施設設備、こういったものをいかに有効活用していけるのかということがまず一番大事なんだろうと思っています。その際に、やはりどの程度、経費がかかるのかということも非常に大事なわけでして、修繕にもそうですし、それからこういった公園というのは、一度整備しますと、ずっと維持管理がかかるわけですね。これが先ほど申し上げましたように結構な金額になるんですね。ですから、こういったこともトータルに考えながら公園の整備というものを進めていく必要

があるだろうと思っております。いずれにいたしましても、思いとしては、加美町のまちづくりの大きな柱の一つが子ども・子育て応援社会の実現ということでありまして、当然、この公園の整備というものもその中で大変大きな位置を占めます。要望もございます。積極的に考えとしては、気持ちとしては前向きにそういったものには取り組んでいただきたい。トータルに考えながら検討し、できることから進めさせていたたきたいと思っておりますので、ご理解、そして、ご協力をお願いいたします。以上です。

○議長(早坂伊佐雄君) 髙橋聡輔君。

幸運にも公園の近くに私、住んでいます。行政区の人たちでそういった維持管理もちょっと みんなで考えながらそういった部分も考慮していく所存ではありますので、ぜひご検討いた だきまして、次年度の予算要求を楽しみにしながら、一般質問を終わらせていただきたいと 思います。

○議長(早坂伊佐雄君) 以上をもちまして、5番髙橋聡輔君の一般質問は終了いたしました。 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時13分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(早坂伊佐雄君) 休憩を閉じ、再開いたします。

先ほどの髙橋聡輔議員の質問について、商工観光課長より発言の申し出があります。これを 許可いたします。商工観光課長。

○商工観光課長(岩崎行輝君) 商工観光課長でございます。

先ほど髙橋議員のご質問の中での鑑札の件でございますが、先ほど漁協のほうに尋ねさせていただいたところ、過去5年の数値でいきますと、若干減少傾向にあるということでございました。その原因としては、一番大きなのは自然災害、特に8月、9月の大雨、台風、そういった自然災害が大きかったそうなんですが、一部、トラブルではないんですが、やはりジェットスキーに対する苦情というのは、釣り人から受けているというお話を承りました。それが数値に影響しているかどうかまではわからないという漁協の方の回答でございました。以上でございます。

○議長(早坂伊佐雄君) 通告6番、1番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

[1番 味上庄一郎君 登壇]

○1番(味上庄一郎君) 議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。加美町の児童・生徒に係る安全対策についてということで質問させていただきます。

新潟県新潟市において小学2年生の女児が殺害された後、線路に遺棄され列車に引かれるという非常に衝撃的な事件が報道されました。容疑者は被害者のすぐ近くに住む23歳の会社員ということも驚きでありました。殺害された女児とご遺族の心情を思うと、痛惜にたえないところでございます。心からご冥福をお祈りするものであります。

そこで、犯罪や事件、また事故や災害などから児童・生徒の命を守るための本町の安全対策 についてお伺いをいたします。

- 1点目、児童・生徒の登下校時の安全対策は。
- 2点目、児童・生徒に対する声がけ事案などの発生から周知までのシステムは。
- 3点目、大川小学校の控訴審判決を受けまして、学校での安全対策を見直す考えは。

4点目、スポーツ少年団や各種サークルが利用しております町のマイクロバス、中新田地区では2台、それから小野田地区、宮崎地区にもあると思うんですが、このマイクロバスの利用状況について、以上、4点をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(早坂伊佐雄君) 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長(早坂家一君) 教育長でございます。

ただいま味上議員から、加美町の児童・生徒に係る安全対策についてということで4点についてご質問いただきました。1問1問丁寧にお答えしたいと思います。

まず、1点目、児童・生徒の登下校時の安全対策はいうことでございますが、議員がおっしゃられましたとおり、新潟県で小学2年生の女児が殺害されるという非常に痛ましい事件がありました。改めて心からご冥福をお祈りしたいと思います。

教育委員会のほうでは、この事件を受けまして各学校長に向けて児童・生徒の登下校時の安全確保についてということで通知を出したところであります。内容としましては、児童・生徒の登下校時の同行者の把握、複数での登下校の奨励、それから2つ目に児童・生徒の通学路、それから下校先の把握、3つ目として不審者情報把握時の連絡すべき関係機関の確認などについて通知を出しております。

また、新潟県の事件後、加美警察署のほうでは下校時間帯に合わせて学校周辺のパトロール を強化しているというふうにも伺っております。各学校におきましては、これまでにも防犯 教育の中で人目につかない場所などを通らないとか、あるいはなるべくひとり歩きをしないようにと指導しているわけですけれども、また、不審者に遭遇したときにどう行動すればいいかということで、ついていかない、車に乗らない、大声や防犯ブザーを鳴らす、近くの家や子供100番の家に駆け込むことなど、「いかのおすし」ということで危険回避の行動を指導しております。

さらに、緊急時や子供だけでの登下校が難しい場合もありますので、その際には保護者への 引き渡しを行うとか、あるいは教職員の引率によって集団下校させると、そういうことも行っております。

それから、登下校時の安全ということで、これらのほかに通学路の交通安全対策ということで、毎年、各学校から通学路についての危険箇所の報告を受けております。それに基づきまして教育委員会、それから町の建設課あるいは関係部署等と合同点検を行いまして、その結果に基づいてこれまでのことを振り返ってみますと、横断歩道の設置とか、あるいは交差点にとまれの路面標示を行うなど必要な対策を講じて通学路の安全を確保しております。

続いて、2点目の児童・生徒に対する声がけ事案などの発生から周知までのシステムはどうかということですけれども、その状況によって違ってくるわけですけれども、例えば学校で声がけ事案の情報を受け取った場合、その後、どうするかということですけれども、不審者情報などがあった場合には、まず警察署に連絡をして巡回を強化してもらうと。そして、児童・生徒に注意喚起を促す。あわせて緊急メール配信システムなどで保護者に連絡をすると、そういう体制をとっております。

それから、あわせて教育委員会のほうにも報告をするようにしておりますので、その情報に基づいて町内の園・所、小学校、中学校にも情報、電子メールやファクス等で流して迅速に対応しております。また、状況によっては、教職員が通学路を巡視するなど安全確保に努めております。

3点目についてですが、大川小学校の控訴審判決を受けて学校での安全対策を見直す考えはということでございますが、学校における児童・生徒の安全対策につきましては、これまで過去に発生した事故、事件、そして、自然災害を踏まえてさまざまな取り組みを行っております。平成21年に施行されました学校保健安全法では、各学校において学校安全計画及び危険等発生時対処要領、いわゆる危機管理マニュアルです。これの策定が義務づけられております。

文部科学省では、各学校における危機管理マニュアル作成の参考資料としまして、平成14年

12月に学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルの作成、そして、平成19年11月には登下校時の犯罪被害の対応を追記しました学校の危機管理マニュアル「子供を犯罪から守るために」を作成しております。さらに、平成24年の3月には、東日本大震災の教訓を踏まえまして学校防災マニュアル、「地震津波災害作成の手引」が提示されております。加えまして、近年の学校や児童・生徒等を取り巻くさまざまな安全上の課題を踏まえまして新たに「学校の危機管理マニュアル作成の手引」、本年2月に作成されました。この新しい手引におきましては、新たな危機事象への対応ということで弾道ミサイルへの対応ということも盛り込まれております。

各学校におきましては、これらの参考資料やさまざまな安全上の課題の対応にそれらに係る 通知等を踏まえまして、各学校の実態に応じた危機管理マニュアルの作成と、そして、必要 に応じた見直しに取り組んでいるところでございます。

学校は、やはり子どもにとって安全で安心なところでなければならないというふうに考えております。そしてまた、親にとっては、安心して通わせられるところでなくてはならないというふうに思っております。今回の大川小学校の控訴審判決は、内容を見ますと、ハザードマップの信頼性等を検討することまで学校に求めたと。本当にとても厳しいものであるというふうに受けとめております。今後、最高裁でさらに審理が続くものと思われますけれども、裁判の判決いかんにかかわらず、やはり防災教育、安全教育の重要性、そして、何よりも子どもの命を守るという視点から、安全対策がより実効性のある日常的な取り組みとなるよう見直しは必要であるというふうに考えております。

4点目になります。スポーツ少年団や各種サークルなどで使用されている町のマイクロバスの利用状況ですが、町のマイクロバスとしまして、公民館で管理しております社会教育用マイクロバスがございます。このバスは、社会教育事業に供する町内の団体が、運転手を登録し使用するもので、登録する団体は町機関並びに町内の公共的団体、地区子供会育成会連合会、各小・中学校、スポーツ少年団、文化協会、体育協会というふうに限られております。

マイクロバスの保有台数につきましては、中新田公民館にオートマチック車1台とマニュアル車1台の計2台、小野田公民館にマニュアル車1台、宮崎公民館にオートマチック車1台の合計4台がございます。

平成29年度の利用状況につきましては、バス4台で合計利用件数は260件、利用人数は5,282名になります。4台の中では中新田公民館のオートマチック車の利用が98件と最も多くなっております。利用団体の割合としましては、町機関並びに町内の公共的団体が99件と最も多

くなっております。次いで小・中学校が55件、スポーツ少年団と体育協会が45件と続いております。また、利用につきましては、平日が月曜日から金曜日合わせて105件、休日が土日祝日を合わせて155件ということで、休日に多く利用されている状況でございます。

なお、ここ3年間の利用状況につきましては、平成28年度が245件、平成27年度は268件ということで、特に大きな変化は見られないようでございます。

以上、4点についてお答えしました。よろしくお願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) はい、ありがとうございます。

それでは、1つずつ詳しくお聞きしていきたいと思います。やはり登下校時の安全対策、また声がけ事案からの不審者情報とか、この1、2番の点について今回の新潟の事件に限らず、子どもたちが巻き添えになるさまざまな事件あるいは事故、これの特に事件ですね、スピード解決の要因としては防犯カメラの設置、あるいは防犯カメラによる犯罪者の特定というものが成果を上げていると言えると思います。

現在、町で設置している防犯カメラというのは、たしか1カ所だったと思うんですが、その後、設置の話は聞いておりませんのでほかにはないと思うんですが、その設置場所の確認と、それから民間の特にコンビニエンスストアとかはあると思うんですが、その辺の民間の防犯カメラの数とか場所などというのは把握されておりますでしょうか。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(長田裕之君) 危機管理室長、お答えします。

防犯カメラの件ですけれども、平成28年度に警察署のほうから防犯カメラの設置の要望がございまして、中新田の西町地区に1基設置をしております。民間の防犯カメラの設置状況については、私、こちらで把握しておりませんけれども、ことし、警察署のほうから中新田地区にもう2カ所ほど防犯カメラの設置をしてほしいという要望書はいただいております。その設置に関しては、まだこちらのほうでは検討中ということでございます。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) その2カ所新たにというところは、場所的にも指定されてきておりますか。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(長田裕之君) 場所についても警察署のほうではこちらとこちらと2カ所指定をしております。ただ、警察のほうではそこに限らず、町の状況を確認して一番防犯カメラ

を設置して効果が上がる場所を町のほうで、警察との協議も必要かもしれませんけど、町の ほうと警察のほうで協議して設置していただいても構わないというような要望書をいただい ております。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) 場所については具体的にどの辺ということは言えないわけですか、今。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(長田裕之君) 場所につきましては、1カ所が国道347号と国道457号の交差点付近、要はセブンイレブン近辺あたりですかね、そこが1カ所、それから並柳のほうだったと思います。薬王堂という薬局があるんですけどあの辺の近辺だったかと思います。以上です。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) 347号と457号のところはセブンイレブンに必ずついていると思います ので、やはり子どもたちの安全を守るという観点からは、ぜひ町で防犯カメラの設置条例な どをつくっていただいて子どもたちの安全を守るべきと私は思うんですけれども、これに関 しては町長のお考えがありましたらお願いします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 防犯カメラの設置条例ということでありますけれども、中身がわかりませんのでお答えしようがないのですが、いずれにしても、防犯カメラを設置するということは個人の負担ということになるでしょうから、町も町の負担で1カ所設置をしたわけでありますけれども、本来、県が設置をしてもいいんだろうなというふうな思いはあるんですが今のところは町が全額するという形で設置をしていると思います。ですから、おっしゃる設置条例の中身がわかりませんので何ともお答えできないということでございます。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) それは検討していただく中身によりますけれども、この前新聞に出ておりましたが、仙台市議会でも防犯カメラの設置を市に要望すると、郡市長に要望するというような新聞報道もありましたので、ぜひこれは子どもたちの命にかかわることでありますし、中身も含めて検討していただきたいというふうに思います。

3番目の大川小学校の控訴審を受けてということでありますが、やはり先ほど教育長の答弁 にもありましたけれども、今回の控訴審判決は非常に学校と教育委員会、行政に対する責任 というものが非常に厳しい判決だったなというふうに私も思っております。 そこで、お伺いしたいのは、やはり学校の教職員は異動がつきものでありますので管理職も何年に1回はかわりますね。そこで、町が出している防災マップですけれども、各学校には配付されていると思います。ただ、この内容とか情報がしっかりと共有されているのかどうか。そして、今回この質問をするに当たりまして中新田小学校の、先ほど教育長が言われました危機管理マニュアル、これをお借りして中身を見たんですけれども、学校と教育委員会だけでなく、やはり危機管理室であるとか、担当のそういったところとの情報を共有するための会議であるとか、研修であるとか、そういうのは必要であると思うんですけれども、そういうものは設けておりますでしょうか。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(二瓶栄悦君) 教育総務課長でございます。

まず、現在、各学校、それからこども園、幼稚園等の防災担当者等で構成いたします加美町 内園所、小学校防災担当者連絡会というものを設けてございます。こちらのほうは年2回ほ ど会議等を実施しているわけでございますが、先般、この連絡会が開催されまして、その中 でハザードマップの件につきまして町の危機管理室のほうから説明とお話をさせていただい ているということで、情報の共有をできるだけ図るようにはしてございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) 学校独自で避難訓練であるとか、そういう訓練も重ねていると思いますが、先ほど教育長も言いましたが、防災教育の一環として町の防災マップを活用したその地域特性に合わせた訓練であるとか、そういったものも必要であると思います。特に異動してこられた先生方というのは、なかなか地域の実情を把握していない点もありますので、大川小学校の判決ではないですけれども、そういうところも今回非常に影響したのではないかなと思いますので、ぜひとも訓練であるとか、教職員に対する指導であるとか、そういったものも徹底していただきたいなと思います。

それで、町内の小・中学校、この防災マップにも書いてありますが全ての小・中学校が指定避難所になっております。例えば中新田小学校の場合、指定避難所になっておりますが大雨による鳴瀬川、志田江川、股川などが氾濫した場合という項目もこの危機管理マニュアルに入っておりました。このような氾濫した場合の対応について教職員だけでは手に負えない場合もあろうかと思います。それで、なおかつ指定避難所にもなっていると。ちょっとここの辺が非常に厳しい、先生方にとっては厳しい点もあるのかなというふうに思うんですけれども、学校としては、やはり想定外ということを、何か起きてから想定外であったということ

は、これは大川小学校の例を見ると、もう通用しなくなってくるのかなという思いもありますが、この点について今、教育委員会で思われていること、考えていることありましたら。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(二瓶栄悦君) 教育総務課長でございます。

今、議員のほうからご指摘ございました、いわゆるハザードマップでございますが、現行のハザードマップにおきましては、発生確率を100年ということで降水量が2日間で312ミリということで想定されております。この想定上では、全ての学校につきまして浸水箇所ということにはなってございません。しかしながら、先般、国土交通省のほうから想定最大規模というものを100年ではなくて1,000年ということで引き上げてございまして、さらに降水量も560ミリ以上という形で見直しがされてございます。これに基づきまして本町においても、当然、ハザードマップの見直しが今後、行われるというふうに思ってございますので、そういったこともございますので関係機関と私ども教育委員会、そして、学校もあわせて実際の想定規模に合わせた形で何らかの対策を打たなければならないというふうには考えてございます。

あわせまして、先ほども答弁いたしましたが、学校防災担当者連絡会の席上で加美消防署の ほうから各学校の防災マニュアルの見直しについてお手伝いをいたしますというお話もいた だいてございますので、専門の機関の方々とも相談しながら対策を講じてまいりたいという ふうに考えてございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) ひとつよろしくお願いしたいと思います。私もこの中新田小学校のマニュアルを見させていただいたんですが、非常に内容はよくできているなというふうに思います。その中でも一時避難所開設に向けた留意点というところで運営協力体制のところ、定期的に協議し、マニュアルの整備を図るという点がございます。こういうところもございますので、特に管理職の校長、教頭あたりが異動になったときには速やかにマニュアルの改訂であるとか、防災マップの中身の周知をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、4点目のマイクロバスのことについてです。非常にこれも中新田の公民館のバスのことについてちょっとお聞きしますが、2台あるうち、1号車がオートマチックです。もう一つのほうはマニュアルなんですけれども、非常に2号のほうが老朽化しております。私たちもスポーツ少年団でよく利用するんですが、非常に老朽化しているということで今後、マイ

クロバスの購入の予定というのはないでしょうか。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤 肇君) 生涯学習課長です。

マイクロバスの購入ということでございますが、マイクロバス自体の現在の状況、先ほども教育長からお話がありましたけれども4台ございます。今、ご指摘をいただいた部分は平成11年に初年度登録なっているものでございます。ちなみに、小野田公民館のほうはまだ平成8年のマイクロバスがございます。その平成8年が一番古く、あと平成11年、続いて残りの2台は平成18年というふうになってございます。それで、古いということは承知はしてございますが、走行距離等を勘案をしまして、まだ車的に問題があるということまではいっていないようでございます。そういう段階になれば、やはりそれは新たに購入をするなりの考え方は必要になってくるのかなというふうに思ってございますが、現在、すぐにということは考えてございません。以上でございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) その中新田公民館管理下の1号車についてなんですけれども、赤いバスだったと思いますが、各利用する団体は運転手を登録しております。登録している運転手の方、うちの剣道のスポーツ少年団に関しては親の会の会長さんがトラックの運転手で非常に安全運転してくれる会長なんですけれども、バスを予約に行ったときに、公民館もその時間帯、しまっておりましたので体育館のオーエンスのほうに窓口のほうに申し込みに行ったんですが、その赤いバス1号車を借りる際に告と書かれた厳重注意という紙を渡されております。

それで、この中身は、「今年度、接触物損事故等が3件発生しております。修理代は全て任意保険で対応しましたが、保険会社の次年度からの保険契約が厳しい状況となりました。つきましては、平成30年4月からのバス利用時から接触事故、物損事故等があった場合、各団体からの免責分支払いをいただくことでご理解をお願いいたします。見積もり金額により判断します。中新田公民館長」と。その下に社会教育用バス運用方針ということで事故の対応等々、書いてあるんですけれども、普通こういうのは、例えば登録している団体に事前に周知するべきではないか。バスを借りにいった方にこの紙1枚を渡してこうなりますよと。しかも公民館長の名前でありながら委託を受けたオーエンスの職員がしているわけです。この紙を見れば、免責分を支払うということはわかるんですけれども、いつの間にかスポーツ少年団の親の中では、保険入っていないんだとさと。あの赤いバス、保険入っていないんだっ

てという話になっているわけですよ。やはり何か事故があった場合、どうしようもできませんのでバスの利用ができなくなるということになります。実際今、多分1号車はほとんど動いていないと思うんです。ですから、こういう警告というか、告という告知の告なんでしょうけれども、こういう紙1枚で対応するのではなく、今度、こういうことになりますのでということで利用者を集めた説明会等は必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤 肇君) 生涯学習課長です。

少しだけその経緯をお話をさせていただきたいと思います。その紙に書いてあるとおり、昨年度、3件の自損事故ということでございます。それで、対人対物、そういう関係は全部入っているんですが、あわせて車両保険も入っているということでございます。今回に関しましては車両の部分の免責ということでございます。これは相手の車両ではなくて自分、要するにマイクロバスの車両ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

なぜ、その事故があった関係で、一旦保険に入れないという問題がありました。簡単に言えば100%免責ゼロで保険を入れるという場合に、三十幾らという金額までいただいたんですが、保険の元請け側のほうで、一番の元締めのほうでこの車に関しては車両保険は入れないと、こういう状況ではということで1回、キャンセルがあったそうです。保険がないと、その車自体が皆さんにご迷惑がかかるということで公民館のほうでいろいろお願いをしまして、であれば、免責ということで、簡単に言えばゼロではなくて10万円は負担をしていただくと。それ以外は保険で対応しますよと、車両保険で対応しますよということになったという、そういういきさつがあったということでございます。あくまでも保険が入っていないということではなくて、車両保険がそのようになっているということですので、対人対物、あと乗車をされている方々に関しての保険はこれまで同様に入っているということでございますので、ご承知をお願いをいたします。

あと、それに関してこういう紙1枚で、それも借りに来たときにということでそれは少し親切心が足りないのではないかというお話でございました。毎回来られている方々ということもあって多分そのような形でのお話になったのかなというふうな思いをしてございます。あと、公民館のほうともご相談をしないとそのいきさつ等々というか、接触といいますか、皆さんとの関係がわかりませんので、今言われたことはちょっと公民館のほうと協議をさせていただきたいというふうに思います。

あと、そのことによって、免責10万円になることによって誰も利用しないのではないかというお話がございましたが、一応確認をさせていただきましたところ、やっぱり1件ぐらいはそうであれば2号車というのがあるのでそちらでいいですという形の方が1チームあったということです。一応任意保険のほうは4月25日で書きかえになったということでございまして、5月のお話ですと、去年が11件で今年度が7件という申し込みでございました。ただ、これはその中で2号車にかえた方が1つの団体があったという話では聞いてございますが、ですから、そういうことがあっても1号車がいいということで、乗れる人数も違うということもあるんだと思いますが、そういう形で貸し出しはしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) 課長も4月からですので大変この質問にお答えするのは酷だと思いますけれども、運転するほうは、利用するほうはぶつけなければそれで何でもないことなんですけれども、利用する側としては、この紙1枚が、そういうつもりはないんでしょうけれども威圧的な警告に見えたんだろうというふうに思います。それで、こういうことが多分保険入っていないんだってよということにつながったんではないかなというふうに思います。

一つの安全対策として今、スポーツ少年団、サークルなどが利用するマイクロバスにドライブレコーダーをつけてはどうかというふうに思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか、検討していただく余地があると思うんですが。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤 肇君) 生涯学習課長です。

ドライブレコーダーに関しましては、そのことで今回前年の3件の例をとりますと、帰ってきて車庫といいますか、あそこ小体育館の下に入るんですが、そういうところでぶつかったとか、あと最後にガソリンを入れるときにスタンドの壁にちょっとこすったとかという、そういうような関係のものだったようでございますが、そのことによってドライブレコーダーとは若干違うのかと思いますが、ただ、やはり今の時代でございます。特に一緒に走行されている別な車が前にとまっていろいろ後続車といいますか、文句を言うような危ない時代でございますので、つけるというのも必要だと思ってございます。この関係につきましては、あと多分町のほうで予算のほうもつけていただけるものというふうに思っておりまして、前向きに検討してまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長(早坂伊佐雄君) 総務課長。

○総務課長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

今、ドライブレコーダーの設置というようなことのお話がございました。生涯学習課長から も必要性等について検討したいというお話でございましたが、町のほうでも、住民バスにつ いては予算を認めていただきまして設置をしているということもございますし、そういった バスというような車両等について9月補正等で予算化するよう検討させていただきたいと思 っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) 今回の中新田公民館の1号車がこの保険でかなり修理代がかさんだの は聞いておりました。それも自損でということで、車庫に入れるときにちょっとこすったん だというところまで私も調べて聞いてはおりましたけれども、今回私が質問しているのは、 加美町の児童・生徒に係る安全対策についてということの中の一つでこの質問をしているわ けですから、今、総務課長からありましたけれども、ドライブレコーダーの設置を子どもた ちの安全のために、利用者の安全のために検討していただきたいというふうに思って1問目 を終わりたいと思います。

次に、2問目といたしまして、地方創生交付金を活用した各種事業と既存のイベントについてということで、きのうも3番議員も質問しております。重複するところがあろうかと思いますけれどもよろしくお願いしたいと思います。

これまで町は、地方創生に関する交付金を活用したさまざまな新しい事業を展開しております。これまでの事業効果と今後の展開、また、既存のイベントについてお伺いをいたします。 1点目、アウトドアランド形成事業が町にもたらす経済的効果。

2点目、アウトドアランド形成事業や国立音楽院などの事業、必ずしも町民に理解されない 面もあると思います。町民に対する説明の場として町政懇談会があると思いますけれども、 開催時期を年末にかけて行っていた時期を春先に変更した理由についてお伺いします。

3点目、国の交付金といえども税金であります。町民の中の声からは、町の人口減少が進む中、町民1人当たりの負担をふやし新しい事業をふやすのはいかがなものかというご意見も実際に私も聞いております。町長のお考えをお伺いします。

4点目といたしまして、ことしの初午まつりは、町の発表で4万5,000人ということでございました。大変なにぎわいであったというところでございます。少ない予算で最大の効果を上げるという目的が達成できたんではないかというふうに思っております。町民や商業関係者、商店の方々、非常に大勢の観光客でにぎわいを見せたお祭りでございます。そういう方

たちはそのような潤いを望んでいるんではないかというふうに思います。既存のイベントを もっと発展させるべきと思いますけれども、町長のお考えを伺います。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) それでは、味上議員の大きな質問の2番目、地方創生交付金を活用した 各種事業と既存イベントについて、4点、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の、アウトドアランド形成事業が町にもたらす経済効果ということでありますが、昨日、早坂議員のご質問にもお答えいたしましたように、大分認知されてきているというふうに思っております。この点についても既に5月末での登録者数が968名と1カ月足らずで1,000名近くの登録があったと。これは東京あたりの事業でも関係者も驚いているそうであります。よくこの田舎でこれだけの登録者数があったものだと。また、来場者は1,551名ということであります。また、2日に開催されました薬業カップには選手として104名参加しておりますので、ご家族、関係者を含めますとかなりの人数になると。

そういったこともありまして、これもお話ししたように、公社が用意したランチ、これは完 売したということでありますので、経済効果があったと、出ているというふうに考えており ます。

また、7月8日開催されますツール・ド・347につきましても、昨年、六十数名だったものが今年度は350名と。さらに昨年は尾花沢市スタート、薬薬ゴールということでありましたけれども、今年度は発着が薬薬ということで長い時間、薬薬に滞在していただくということでありますので、さらに去年に比べますと、格段の経済効果というものが見込まれるというふうに思っているところでございます。

このように、現在、公社と一体となってこのアウトドアのアクティビティを充実させ、交流 人口の増加による経済効果が出るよう取り組んでいるところでありますし、既に出始めていると言って間違いないだろうと思っております。

2点目ですが、アウトドアランド形成事業や国立音楽院など必ずしも町民に理解されていない面もあると思うと。町民に対する説明の場として町政懇談会の開催時期を変更した理由は何かということでありますけれども、この地方創生の事業、アウトドアランドにしろ、国立音楽院にしろ、これは平成27年に産学金労言の有識者及び公募による一般住民の代表からなる総合戦略審議会におきまして、加美町の人口ビジョンと人口目標の達成に向けた施策を取りまとめた加美町版の総合戦略を定め、地方創生の交付金を活用しながらこの2つの事業にも取り組んでいるということでございます。

これは何でもそうなんですが、新しい商品が出る、新しい事業をスタートさせる。このとき、全体の2割から3割は関心を持ちます。どうやっても2割から3割は関心を持ちません。これは全てのことに言えるんですね。ですから、中間の5割前後、この層をどう取り込んでいくかということが全ての課題なわけでありますけれども、この両事業についても、恐らく二、三割の方はこれはおもしろいということで参加をされたり、見に来られたりしているんだと思います。どうしても二、三割はどんなことをしても恐らく最後までなかなかご関心をお持ちにならないんだろうと思っていますので、町としましては、そういった関心層のみならず、中間層の皆様方にもご理解いただくという努力は重ねて行っていかなきゃならないというふうに思っております。

この町政懇談会もその一環でございます。開催時期、変更した理由、昨日も申し上げたんですが、これまで年末に開催していました。この目的は、私、町長に平成23年度に就任してから毎年、年末に開催をさせていただきました。その理由は、できるだけ町民のご要望を聞き、そして、翌年度の予算に盛り込み迅速に事業を推進していくということが目的でありました。しかしながら、年々、出席者も減ってきている。要望も年々減ってきている。大分要望にお応えしてきておりますので、要望のある方は出席するんですね。ですから、段々要望がなくなってきますと出席者も減ってくるという状況になってきて、当初の目的はある程度、達せられたのだろうというふうに判断をしたところであります。今年度につきましては、予算が通った後に新年度の新規事業、特に地方創生に関する事業について町民にご理解いただくために時期を変えて新年度になってから開催をしたと。

それから、もう1点は、平成29年度に行政主導の地方創生に加えて住民主体の地域づくりが 重要と考えまして、一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所に委託し、加美町地区別人 ロシミュレーションを作成していただきました。これを分析して新年度になってから住民の 皆さん方にご説明をさせていただいたということであります。

そういった理由から開催日を変更させていただいたということであります。残念ながら、出席者がそう多い、我々期待していたほどの住民の方々にはお越しいただけませんでしたので、私もいろんな機会、こちらからお呼ばれいただいたときに積極的に、特に2番目の地域別の人口シミュレーション、これからそれを推進するための地域運営組織、このことについてお話をさせていただいているところであります。議員さんのご出席も余り多くはなかったのではないかというふうに感じておりますので、ちょっとそこのところは残念だったというふうに思っております。

3点目の国の交付金といえども税金であり、町の人口減少が進む中、町民1人当たりの負担をふやし、新しい事業をふやすのはいかがなものかというご意見があるということでありました。

まず、ぜひ議員からもお伝えいただきたいんですが、まず、財政の仕組み、ご承知のとおり、町税、皆さんからいただいている町税といいますのは、全体予算の19%、20%に満たないということなんですね。ですから、どの事業を行うに当たっても、実は多くが交付税という柱となる財源ですね。あるいは補助金、助成金、こういったものを活用させていただいているということなんです。ですから、具体的な例を申し上げますと、例えばボルダリング施設、あれは約3,000万円かかっています。そのうちの2分の1は拠点整備交付金を使わせていただいております。残りの1,500万円については辺地債を使わせていただいておりますので、町の純然たる生の負担額、一般財源から持ち出したのはその2割ですから300万円でございますね。そのうちの単純に言えば19%が町税だということで、2割ですね、60万円ぐらいということになりますから、必ずしも新しい事業を行ったことによって過度な負担を町民に強いているわけではないということですね。そのために何か新たな税を賦課するとか、あるいは今までのサービスを削減するとかということをしてはおらないわけですから、そこのところはぜひ誤解のないように町民の皆さん方にも議員からもお伝えいただきたいというふうに思っております。

むしろこの人口減少が進む中でなぜというご意見でありますけれども、人口減少が進んでいるからこそ、地方創生の新たな事業に取り組んでいるということ、これを皆さん方にご理解いただきたいというふうに思っております。もちろん、いろんな意見があって当然でありますし、その件に対して我々も一つ一つ丁寧にお答えをしてまいりたいと。ですから、この議会というものも、まさにこういったご質問をしていただきましたので私も今、少し詳しくご説明をさせていただいているところでございます。

地方創生の本旨を振り返りますと、人口減少、超高齢化社会を迎える中で日本が、地方が消滅しないためにも地域の特性を生かし、今から施行することが重要であり、国でもビッグデータに基づく情報支援や人的支援、さらには交付金等の財政支援により頑張る地域を全力で応援するという趣旨のものでありますので、まさしく加美町といたしましても、先手を打って積極的に国の地方創生の交付金も活用しながら、国にもご理解をいただきながら、あるいは評価いただきながら今年度も満額申請どおりつきましたけれども、大変加美町の地方創生の取り組みを評価していただきましてご支援をいただきながら進めているということであり

ます。ですから、人口減少の今だからこそ、我々は危機感を持って将来の持続可能なまちの 実現に向けて取り組みを進めるべきではないかというふうに考えています。

今年度の施政方針のむすびにガンジーの言葉を引用させていただきました。「私たちは、現在を生き、未来をつくる。たとえその未来に私たちがいなくても、そこには子どもたちがいるから」、まさにこれこそが私は地方創生の精神だろうというふうに思っておりますので、皆さん方のご理解をいただきながら、できるだけ町民の皆様方にも丁寧に説明をし、ご理解いただきながら地方創生を職員一丸となって、議員の皆様方とともに進めてまいりたいと考えております。

4点目の初午まつりについてであります。議員がお話しされたように、ことしはお天気もよく、また日曜であったということもあったでしょう、4万5,000人の観光客が訪れ大変にぎわいました。味上議員におきましては、前日から、あるいはその練習も含めれば何週間前から準備をされ実施をしていただきましたことに、心から感謝と敬意を表したいと思っております。

まず、お祭り、私はお祭りとイベントは違うだろうと思っています。やはり初午まつりは祭りなんですね。イベントではないんですね。味上議員、この違いをどうお考えなのかわかりませんけれども、余り加美町の反問権というのは自主的に聞くことができないような反問権ですので、本当は聞きたいところですけれども、私は違うと、明らかに違うと思っています。もちろん、オーバーラップしているところがあります。明らかに違うと思っています。

お祭りというのは、組織内の帰属意識、あるいはアイデンティティー、あるいはコミュニティーの結束、これを高めるために神仏というものを中心に据えて行う行事、これは基本的にお祭りなんだろうと思っています。ですから、そういった意味では、私は初午まつりは最高の祭りだと思っています。なぜかといいますと、若者たちが初午まつりのために帰ってくるんですね。東京に行った若者たちも帰ってくる。ですから、初午まつりで若者たちが踊った、太鼓を叩いた、笛を吹いた、このことが彼らのこの町に対する帰属意識を、愛着心を、愛郷心を高める大変効果を持っている祭りなんだろうというふうに思っています。

一方、イベントでありますけれども、イベントは、私はシティープロモーションの一環だと 思っています。つまり理想の町の姿、これを実現するために戦略があり、そして、戦術があ ると。加美町の場合は、理想の姿として善意と資源とお金が循環する人と自然に優しいまち という姿を描いております。それを実現するために地方創生の総合戦略、「イカノエ」戦略、 移住・定住の促進、観光の振興、農家所得の向上、エネルギー自給率の向上という戦略を立 てています。そして、その下に戦術があるわけですね。まさにイベントといいますのは、戦 術だろう、あるいはゆるキャラも戦術と言われていますね。SNS、さまざまな戦術があり ます。

ですから、そういった違いがありますので、お祭りがあれば、新たなイベントをやらなくてもいいということにはならないんだろうと思います。ですから、祭りは祭りで大変大きな意義、目的がありますので、これを維持発展させていくということがとても大事だというふうに思っておりますし、イベントはイベントとして私は町のイメージづくり、シティープロモーションをする上で重要だろうと思っておりますので、今後とも虎舞保存会へのご支援をさせていただくとともに、イベントについても戦略的に戦術の一環として取り組んでいきたいというふうに思っております。

長くなりましたが、以上、4点について答弁させていただきました。よろしくお願いします。 〇議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。

○1番(味上庄一郎君) 非常に貴重な講演をいただいたような気がしております。それはとも かくといたしまして、二、三、お伺いをしたいと思います。

昨日の3番議員の質問に町長の答弁で、国立音楽院が不登校の生徒1人いるということでしたね。その生徒さんを町内の旅館に委託しているというお話を伺いましたが、今後学院側はこういう生徒さんをふやしていくというお考えなんでしょうか、その辺、おわかりであればお伺いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(熊谷和寿君) 企画財政課長でございます。

昨日も町長のほうからお話しありましたように、昨年、不登校の関係で10件ほど問い合わせがあったと。10件を上回る相談があったということでございまして、その会話の中で寮があるんでしょうかといったような問い合わせが必ずあったと。国立音楽院では、今のところ、寮はございませんというお話をいただきますと、それ以降、ばったりと問い合わせがなくなるというような現状でございました。

そこで、国立音楽院ともそういった困っているんだというお話もいただきまして、それでは 町内にある旅館を何とか寮ではないんですけれども下宿屋という形でご協力いただけないで しょうかということで、町も入りまして直接相談をしてまいりました。旅館を継続するかや めるか、非常に悩んでおった時期でございまして、旅館を継続するとなりますと、消防法の 関係でかなりの経費もかかるといったようなこともございまして、協力いたしましょうとい うことで現在、お一方、入っているという状況でございます。国立におきましても、今後も それらを活用しながら募集、そういった不登校児等々の募集も行っていきたいということで ございます。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) もう1点確認をさせていただきます。きのうの質問でもありましたけれども、国立音楽院の町に対する賃貸料ですか、使用料の金額と、それから町が音楽院に対して委託している音楽リトミック療法の委託料の額を教えてください。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(熊谷和寿君) 企画財政課長でございます。

年間の使用料につきましては、さきに条例の設置のときに皆さんにご説明を申し上げました。 平成29年度、30年度、31年度につきましては年間190万円と。それに消費税8%、215万円ぐらいだったでしょうか、いずれ190万円に消費税と。4年目以降につきましては300万円に消費税で324万円という使用料になります。そのほか、国立音楽院側では、その他の加算金という形で電気料あるいは水道代、ガス代につきまして町にその実費分を入れさせていただいているという状況でございます。

それから、逆に町から国立音楽院のほうに委託している事業、これも議会の皆様に予算としてお示しをし、ご理解を賜ったものでございますけれども、ミニデイサービス等々で音楽リトミック、若返りリトミック等々を国立音楽院のPRも兼ねまして、またそういったリトミックを体験していただくというような意味合いも込めまして国立音楽院のほうに委託をしたと。加えまして、小・中学校でのブラスバンドにおける管楽器のリペアにつきましては、自分たちでできる範囲を指導したいというふうなことでそれらも含めまして約190万円ぐらいの委託料、これは年間の予定回数掛ける単価で積算をいたしました。ただ、まだ29年度の決算として出てきませんが、利用回数、派遣回数に応じましてこれは精査をすると、変更するということでございまして、担当に確認をしないとあれなんですが、140万円から150万円ぐらいに予定回数よりも下回ったということで変更契約をしたところでございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) ありがとうございます。ボルダリングの施設についてお伺いしますが、 大変好調であるという今、町長の答弁でもございました。加美町の場合は、公設民営で指定 管理料も支出しております。古川の民間の施設は民設民営でしっかりと黒字を出しているよ うでありますが、今回のボルダリング施設の料金設定、これの積算根拠についてお伺いしま

す。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(岩崎行輝君) 商工観光課長でございます。

今回この指定管理に入っていただいた方々に事前に計画書を出していただいております。その計画書とこの周辺かいわいの料金を以前、担当のほうで確認をしまして、その比較をした中で妥当であるということで判断をして設定をしたというふうに伺っております。以上でございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) 大変登録人数も多くなっているようですので、これからもこのボルダリング大会等も開かれるようでありますし、成功することは望まれるわけですが、その辺を期待はしておりますが、今回質問をしました地方創生交付金を活用したさまざまな事業、これがここまで至った経緯についてはるる説明を受けたわけですけれども、さまざまな事業について先日の全員協議会でも16番議員から、思いつきで何でも事業化しているではないかという指摘がございましたが、庁舎内で毎月15日に庁議、1日に定例連絡会というものがあると思うんですけれども、こういったさまざまな新しい施策についてどのようなというか、これはどうでしょうかとか、こういうのはちょっといかがなものかなどという意見というのは全く出ないものでしょうか、副町長、もしよければお願いします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 副町長。
- ○副町長(吉田 惠君) 済みませんが、全く考えていませんでした。毎月1日に行われるのは 課長会議といいまして、それぞれの課長さん方が今月こういう事業をするとか、先月はこう いうことで皆さんのご協力をいただいたということでの、そういう共通認識を持つというこ とでの共通のことを持つということで行われているものです。

今お話しのもう一つのことについては、課長さん方でこれらを全員協議会にかけるとか、議会の案件にするとかいうものについて話し合いをするということです。そして、その担当課となっているところが資料等を持ってこの事業はこういうふうにしたいと、こういう効果がある。これらについてはこれくらいの経費がかかるというふうなことを説明して、それに対して各課の課長さん方が、これはこうしたほうがいいんじゃないか、ここはここのところがこうしないと皆さんの理解がなかなか得られないんじゃないかというようなことが議論をして、そこで一つの成案がなったものに対して議会にお諮りをするとか、事業を進めていくというような形でしているということでございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) 異論とか、そういうのはないんですよね。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 副町長。
- ○副町長(吉田 惠君) 副町長です。

ですから、ここはこうしないと理解は得られないんじゃないかとか、こうしたほうがいいんじゃないかというようなことのやりとりは何度もあるわけですね。そこで、お互いそんたくはしません。皆さんがこれぐらいなら理解を得られるんじゃないかとか、これぐらいの予算なら何とかなるというようなことでなっていくんです。ですから、きのうのお話の中で出てきたように、例えば協働のまちづくり推進課で進めてきたバイオマスについては、これはなかなか議会の理解は得られないし、町民の理解も得られないし、予算上、つくれないんじゃないかと。毎年、130億円の予算の中で、だんだん下がっていくであろう予算の中で、これだけの金額を毎年続けていくことは不可能じゃないかということで、企画財政課とか、そういうところでこれは見送ったほうがいいということになっていくわけですね。ですから、異論とか、違う意見というのは出てその中で話し合いをしてある方向に持っていくということで、全く意見が異なったまま、議員さんにどっちいがすというわけにはいかないので、そこのところはちゃんとある方向性を見出してから提案をさせていただいていると。その過程においてはさまざまな意見があるということでございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) 先ほどの町長の答弁で、新しい事業について2割の方は賛成してくれると。残り2割は余り賛成しかねると。残りの5割でしたって、それをどう取り込むかという町民もそういうふうに見ておられるんですから、課長さんたちの中でも全てが諸手を挙げて町長の政策に賛成というわけではないのではないかと思ってこういう質問をしたんですが、やはり猪股町長を伊達政宗とすれば、吉田副町長は片倉小十郎だと思いますけども、殿が真っすぐに間違いのない道を進むために家臣等は諫言をするものだというふうに私も思いますので、今後のまちづくりに真っすぐに進みますように課長さん方もどうぞよろしくお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) はい、恐れ多くも伊達政宗になぞらえていただきまして、しっかりと進めてまいりたいと思っています。

組織ですから、私がもちろん町長であります、トップでありますけれども、組織ですので組

織として動いているということであります。そして、きちんとした戦略を持って進めているということであります。思いつきで町政は動いていきません。また、思いつきの事業に対して国は交付金を交付しません。大分厳密に、まさに国にとっても国民の税金を使うわけですからかなりの審査があります。きちんとした戦略、戦術がなければ、目標を持った計画でなければ、当然、地方創生の交付金はつきません。ですから、決して思いつきではなく、理想とする姿に少しでも近づけるように職員、知恵を出し合いながら今、取り組んでおります。汗もかきながら職員も頑張って取り組んでおりますので、そこのところはご理解いただきたい。なお、我々も町民に対するさらなるご理解を賜りますように努力をしてまいりたいと思っておりますので、味上議員初め、議員の皆様方のご理解、ご協力も賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(早坂伊佐雄君) 以上をもちまして、1番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。 暫時休憩いたします。午後2時30分まで休憩といたします。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

○議長(早坂伊佐雄君) 休憩を閉じ、再開いたします。

通告7番、7番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔7番 木村哲夫君 登壇〕

○7番(木村哲夫君) それでは、お疲れのところ、最後ですのでよろしくお願いいたします。 通告は、行数にして5行しかありません。できるだけ簡潔に答弁いただければ、早く終わら せたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

平成27年5月に完全施行されました空き家の特別措置法なんですが、3年間たちました。平成29年4月に加美町空き家対策計画が発表され、それに伴う空き家対策の現状と今後の取り組みについて。

2つ目には、ことしの3月に国土交通省が発表しました「農地付き空き家」の手引について 移住対策や農業振興に効果があるかどうか、その辺を一緒に考える立場で一般質問したいと 思います。よろしくお願いいたします。

○議長(早坂伊佐雄君) 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 質問は5行ということでありますけれども、中身が大変これは重い中身

でございまして、なかなか私も5行でお答えできませんので若干時間をとらせていただきますが、まず、この空き家対策の現状と今後の取り組みについてでありますが、空き家の利活用という観点からまずご説明させていただきたいと思っております。

空き家の利活用を図るため、町では平成24年10月から空き家バンクを開設しております。バンクには、これまで延べ46件の登録があり、このうち、成約した物件は26件でございます。

5月現在でホームページに情報掲載している空き家の物件数は20件でございます。内訳としましては、中新田地区が8件、小野田地区6件、宮崎地区6件となっております。

平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成27年5月の完全施行によりまして、所有者の固定資産税の課税情報などが利用できるようになっております。

次に、危険な放置空き家についてであります。自治体に立ち入り調査の権限が付与され、所有者に修繕や撤去などの勧告、命令を行えるほか、最終的には行政代執行による撤去も行う ことが可能となっております。

こういった状況を踏まえまして、町としましては、平成29年3月加美町空き家等対策計画を 策定し、空き家問題に対する町の基本的な考え方や放置空き家への対応や放置空き家をふや さないための方策を体系化しております。

具体的に4点ほどご説明をさせていただきます。

まず、役場関係課による空き家対策に関する連絡調整会議を開催し、空き家に関する対応等について職員間で共有を図っているところでございます。

次に、各行政区において行われております安心・安全パトロールなどで不適切な空き家の状況等が町に報告された場合には、空き家の所有者に対して空き家の適正管理を促しております。

また、税務課の協力を得ながら固定資産税の納付書とともに、空き家特別措置法の周知及び適正管理の徹底を促す文書を同封することを検討するなどの取り組みを行っているところでございます。昨年度は特措法に規定する特定空き家等に該当するかについての調査を1級建築士及び土地家屋調査士に調査委託を行いました。その結果、委託した6件の空き家が柱の傾き、外壁破損状況が特定空き家等に該当すると思われるとの報告を受けており、現在、町がその報告内容に基づいて所有者に連絡を行いながら、解体も含め適正な管理を行っていただくよう周知しているところでございます。今年度以降も計画的に調査を行っていく予定にしております。

なお、ことしの4月、西小野田小学校の通学路に隣接した危険家屋、大分前から問題になっ

ておりましたけれども、所有者と連絡を取り合った結果、空き家の解体に至っております。 このために職員を4カ月ぐらい費やしております。今後もこのことにつきまして関係機関と 連携をとりながら適正な空き家対策を推進してまいる所存でございます。

続きまして、国土交通省が農地つき空き家のほうで手引を平成30年3月発表したところであります。移住対策、それから農業振興に効果があると考えるが、その対策はと。まさに効果があるようにこれら取り組んでいかなきゃないだろうというふうに思っております。ここについては農業委員会のほうで答弁させていただきます。

最後になります。今の点は農業委員会会長のほうから答弁をさせていただきまして、その次の国土交通省が農地つき空き家の手引を平成30年3月に発表いたしました。今申し上げたように、このことを移住対策、農業振興に役立てていくということが必要だろうというふうに思っております。この手引によりますと、都市部の住民における農山漁村に移住してみたいという意向は全体の3割を超えていると。特に20代、30代の若い世代の移住意向が高くなっているということであります。このNPO法人ふるさと回帰支援センターでも、相談件数というのは年々、増加しておりまして、かつては50代、60代という方々が多かったのですが、今は、やはり20代、30代の方々の相談がふえているというふうに聞いております。先週おじゃましたときにも小さなお子さんを連れたご家族、いわゆる就学前に移住先を決めたいと言って小さなお子さんの手を引いていらっしゃる方々が結構いらっしゃいましたということでありました。

農山漁村地域に移住したい理由としましては、農林漁業を趣味としたいという理由が34,8%、 生産したいという理由が29.8%と農林漁業への関心が高くなっております。

しかし、新規参入者が就農する際、農地との確保及び住宅の確保に苦慮しているとも言われております。

町としましては、空き家バンクに農地つき空き家の情報提供を行うなど希望者が加美町に移住、就農しやすい環境整備を検討していきたいと考えております。当然、移住就農者がふえれば、農業後継者不足の緩和、あるいは遊休農地の減少にもつながっていくものと考えております。

また、移住就農者が小規模農地を利用した農業体験型の農泊などに取り組んでいる事例は全国では出てきておりますので、恐らく加美町にもこういった方々が来れば、そういった取り組みなども始まり、交流人口の増加にもつながるのではないかと考えておるところでございます。

なお、現時点では、町のほうには50アール以下の農地つきの空き家を探していますというふうな相談は受けておりませんけれども、今後、就農したいけれども50アールは必要ないという方も出てくるだろうと。あるいは家庭菜園を大きく拡大したいなどというふうな相談、そういったことも出てくるだろうと思っておりますので、そういったことにも備える必要があると思っておりますので、農業委員会にも相談しながら今後、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いします。

○議長(早坂伊佐雄君) 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 我孫子武二君 登壇〕

○農業委員会会長(我孫子武二君) 農業委員会の我孫子でございます。

ただいま質問ありました農地つき空き家の農地についてお答えさせていただきます。

皆さんご存じだと思いますけれども、農地の権利移動種々ありますけれども、贈与、それから売買ですね、賃貸借あるいは使用貸借というふうなことで、その農地の移動の場合は農地 法によって農業委員会の許可を受けなければなりません。

しかし、許可することのできないことの一つに、取得する農地の下限面積要件というのがございます。北海道の場合は2~クタール、それから都府県の場合は50アールという下限面積要件がございます。ですから、新たに農地を求める場合は、50アール未満の農地は持てないということになっておりまして、新規に就農したい方にとっては非常に高いハードルになっているということも事実でございます。

しかしながら、平成21年、2009年の改正農地法の中で市町村の農業委員会がその実態に応じて下限面積を緩和できる特例ができました。ということで、我が農業委員会も別段の面積を定めることができるということでございます。別段の面積については、当委員会の直近の検討といたしまして、2015年の農林業センサスの結果公表を受けまして、平成28年5月に協議した結果、別段の面積を50アール未満に設定しないことと結論づけました。ですから、50アール未満は取得できないというふうなのが今の農業委員会の設定している下限面積でございます。

というのは、その理由ですけれども、特例で定めている別段面積未満の農地を耕作している 数がおおむね4割を下回らないように算定されているということもありますが、当町におけ る50アール未満の耕作者が15%前後であるためということで、50アール未満にはしなかった という大きな理由でございます。今改めてすぐに検討する状況ではないと思いますけれども、 町長が推進しております「イカノエ」の「イ」、移住・定住の促進ということを進める上で 農地つき空き家が強く必要であれば、それに従じて遊休農地が相当存在区域での新規就農者 を受け入れるためにも、あるいは農地との有効利用という観点から再考も必要であろうと考 えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。
- ○7番(木村哲夫君) それでは、掘り下げて質問させていただきます。

まず、加美町空き家等対策計画と、これに基づいて現状を若干お話を伺いたいと思います。 お手元にある方であれば、ページ数は11ページになりますが、3、空き家等の利用に向けた 支援という中に③利活用に係る補助制度の創設、空き住宅や空き店舗を利活用する際に利用 できる新たな補助制度の検討を行います。さらにその下に④利活用を支援する国の補助事業 の活用ということで、空き家等の利活用について国の補助事業を有効に活用して行いますと いうことが書かれておりますが、この現状についてまず伺います。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(熊谷和寿君) 企画財政課長、お答えさせていただきます。

今、ご指摘のありました11ページの新たな補助制度の創設ということでございますけども、これにこの計画書をつくって新たに発足した制度は、今のところ、ございません。ただ、以前から住ま居る補助、住宅取得に関します住ま居る補助がございまして、ご案内のとおり、新婚世帯あるいは子ども子育て世帯の方が新たに加美町にうちを建てた場合、最大で100万円、あるいは中古物件を求めた場合、これは最大で40万円の補助がございます。そういった制度をご活用いただければと、こういうふうに思ってございます。

それから、国の補助事業の活用ということで2問目のご質問をいただきました。ご案内のとおり、国の国土交通省の補助事業でございますけれども、当初発足時は空き家の解体、これが全国的に問題になっておりましてそれらにも活用できるといったような、当初、そのように思われたわけでございますけれども、その後、だんだんと縛りがかかってきまして、空き家の状況に加えましてその壊した跡地の利活用、これまでセットにしないと補助の対象にならないということもございまして、現在、この制度はちょっと見合わせていると。ただ、1件、国の補助事業を活用した例といたしまして、ご案内のとおり、宮崎の商店街活性化の拠点施設どどんこ館のところに山田屋旅館さんがございました。これは解体をいたしたわけでございますけれども、その跡地を今申し上げましたどどんこ館に活用するということもございましたので、国の国土交通省の補助事業を活用いたしまして山田屋の解体工事をしている

という状況でございます。以上でございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。
- ○7番(木村哲夫君) 確かに私も3年前に質問したときは、80%、国が40、町が40ということ で非常に使い勝手があるなと思ったんですが、どんどんどんどんとのほうも広げた風呂敷を 狭くしていきまして、今、課長が言われた内容だと思います。

ただ、いろいろ調べますと、これはインターネットのサイトなんですが、空き家情報提供サイト、運営が公益財団法人不動産流通推進センターというところの情報なんですが、この中に利活用施策の国の補助として総務省のものがあります。これは過疎地域、ですから当然、ここも入るわけですが、過疎地域と自立活性化推進交付金の中に定住促進空き家活用事業というのを見つけました。これは空き家を利活用して、それを例えば、後で説明はしますけれども、民間の空き家を改修して、例えば町営住宅として移住した方に貸すとか、そういったこととかにも使えるとか、調べていくと、さまざまなここには書いていないそういった国の補助もあります。その辺をぜひ今後、いろいろと調べていただきたいと思いますが、まず、いかがでしょうか。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(熊谷和寿君) 企画財政課長でございます。

ただいまお話ございました総務省の補助事業、この観点から申し上げます前に空き家計画の計画に載っています補助事業のほうから申し上げます。そういった今、移住対策あるいは空き家の改修工事に関します国の補助事業、いっぱい出てきているやに思ってございます。この計画書に載ってございますのは、主なものとして掲載をさせていただきまして、国土交通省の補助事業2件を掲載をさせていただきました。

ただ、計画書もつくって終わりということではございません。随時見直しを図っていくということも前段で記載をしてございますので、適宜修正を行っていきたいというふうに考えて ございます。

それから、今、お話のありました総務省の空き家の補助事業でございます。これもちょっと 私のほうでも調べさせていただきました。これは過疎地域で使える補助事業ということにな りますが、ただ、ちょっと違う点がございます。と申しますのは、先ほど議員さんからもお 話ございましたが、民間の空き家をまず町で10年間、借り上げると。そこで賃貸借を結ぶと。 それを補助事業を使って今度、第三者、移住をする方にお貸しをすると。10年間はその契約 どおりですね、町で売買してもよし、あるいはお金を出して借り上げてもよしと。ただし、 10年間はそういったものを貸し借りの契約を結ぶというような制度でございまして、現在、 この事業をもってやっているのが、平成29年度でございますが、全国で3自治体で活用して いるようでございます。

ただ、これは実施採択になりますと、3戸以上という、1戸だけじゃなくて3戸以上の申請が必要だと。同時に3つの住宅を借り上げなきゃならないというような条件もございまして、お話を聞きますと、過疎地域でも大都市に近いところで行っているようでございますが、そういったところはすぐに埋まると、改修した物件にすぐに移住者があらわれると。

ところが、山間部の今、田舎の田舎が注目を浴びているわけでございますけれども、それにも該当しないような、いわゆる中間地帯なんでしょうか、そこもやっているようなんですが、なかなか借り手がつかないと。所有者から町が借りているわけでございまして、その間、町でその賃貸料をお支払いのみしているという自治体もあるやに聞いてございます。いずれこの事業につきましては、過疎計画を上げるというのが前提条件になるということで、今後、その辺も検討しながら活用していければなというふうに思っているところでございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。
- ○7番(木村哲夫君) 確かに国のやつは読むと曖昧なところもあるので、その辺は今、課長が 言われたとおりかもしれません。

次に、同じ計画書の中にページ数でいうと11ページ、その次なんですが、空き家バンクの充実という項目があります。その中に②として空き家バンクへの物件登録の促進ということでできるだけ空き家バンクに登録しましょうということが書いてありまして、それで平成28年3月に民間委託しました調査報告書を読ませていただきました。加美町空き家実態調査アンケートということで平成28年3月ということで、これを読んでポイントがページ数でいうと、資料ある方はですが、11ページの問い8、空き家バンクへの登録を希望しますかの中で、町外居住者の方の半数は登録を希望している。13ページ、問い9に空き家バンクへの登録を希望しない理由は何ですかと聞いています。家財道具等が入ったままであるというのと、修理が必要であるというのが合わせて7割ぐらいを占めていると。次に、15ページの問い11に有効活用するためにはどんなことが必要ですかに対して、リフォームに対する支援、公的な機関による借り上げ制度、空き家の有効活用に関する情報の提供などそれぞれが22から25%ぐらいありました。さらにその他ということで自由記入欄に、農地もあり都会などから農業をしたい方がいれば、賃貸または売却をしたい、リフォームのときのローンがあればよい、それと、宮崎県綾町の方がその町のこういった制度のことを話しております。さらに、空き家

を解体したら土地の固定資産税が大幅に軽減されるような制度にしたら、空き家が少なくなると思うという意見がありました。

そこで、課長にお伺いします。このアンケートの宮崎県綾町の方のことはご存じでしょうか。 知っていれば、お話をお願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(熊谷和寿君) 企画財政課長でございます。

今、ご指摘のありました宮崎県綾町、ちょっと私も存じ上げていないということでございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。
- ○7番(木村哲夫君) 済みません。特に事前にお話ししているわけじゃないので、ちょっと読 み上げます、アンケートのところですね。2年ほど前に見に行きましたがというのは自分の 自宅です、云々と、ここは除きます。私が住んでいる町は、行政が借り上げリフォームし、 その費用を5年間の家賃として貸主から徴収します。結果、5年間は貸主には家賃は入りま せんが、固定資産税がないということだと思います。6年目からは双方の契約によって家賃 がということになっていまして、ホームページではあるんですが、綾町のこの制度を調べて まいりました。綾町が民間の空き家を町営住宅として5年間、貸し出す空き家再生事業とい うのが「宮崎日々新聞」に載っておりました。これは先ほど課長が言われた補助金と同じか どうかわかりませんけれどもこう書いてあります。新しく町営住宅を建設するには多額の経 費がかかるため、空き家も町有化することにした。貸し出している間は持ち主の固定資産税 を減免する。リフォームが必要な場合、経費の45%は国の社会資本整備総合交付金を活用し、 残額は町が立てかえ、入居者から毎月家賃で返してもらう。6件のリフォーム代は70万円か ら150万円かかったが、毎月の家賃はリフォーム代の返済費込みで1万円から2万円と低く抑 えている。町の昨年度の予算は750万円計上したものの、全額を建てかえ代で充てるため、最 終的な手出しはゼロだ。つまり町は一銭も出さないということになっています。こういうや り方もしております。よろしいですか、これも先日、三浦 進議員が、一生懸命委託して調 査したものはちゃんと有効活用しましょうということで、こういったアンケートの中にそう いうヒントがあります。これはぜひ活用していただきたいということでご紹介をいたしまし た。

さらに、山形県の大江町というところがあります。ここでは空き家利用に関する支援制度の 中でこういったパンフレットといいますか、空き家利用ガイドというのをつくっております。 この中のポイントは空き家利用に関する支援制度ということで、まず空き家の家財道具を処分したい、清掃したい所有者の方、最大で10万円を補助します。次に、空き家を改修したい所有者、利用者の方は、これは新婚だとか、町外だとかいろいろランクがあるんですが、最大で80万円を補助します。また、このシステム、空き家空き地情報システムを介して売買、賃貸契約を締結した利用者に対して10万円を交付しますということで、こちらは大江町政策推進課の方に電話で問い合わせをしました。財源は全て町の費用です、町費でやっております。

こういった制度も使ってその移住、これは特に大江町は農地つき住宅がいっぱい載っていま して、この次のところで説明しますけれども非常に頑張ってやっております。

先ほどの綾町のところでちょっとお話しするのを漏れていましたけれども、移住サポートとしてこの制度だけではないんですけれども、加美町でやっているような若者定住促進補助事業なんかもやっていますけれども、4年間で400人を超える人が綾町に定住していますという実績があります。

まず、この2点について町長、いかがでしょうか。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 綾町は、半農半Xという言葉が生まれたような10年以上前からそういった取り組みをしている先進地の一つでございます。ですから、そういった長い取り組みの中でそういったものも生まれ、多くの方々が移住しておられるんだろうと思っています。

また、あそこはたしかエコビレッジのような非常に環境に配慮した農業なども進めておりますので、若い方々にとって非常に魅力ある町、情報、イメージを発信していらっしゃると思っております。ですから、そういったことなどが背景にあって取り組みも功を奏しているんだろうと思っております。

大江町についても大変すばらしい取り組みをしておりますし、また最近ではサブリーズというNPOなどが中心になってサブリーズという取り組みなども行われております。これはNPOが中間支援機構のような形で入って貸主の間に入ってやるわけでありますけれども、そういった取り組み、さまざま行われておりますので、そういったことで、町としても研究をしていく必要があるだろうと思っておりますし、また、先ほどのアンケート調査にもありましたように、家財道具があってなかなか貸すほうにも貸せないという、あるいは物産があるとか、そういった理由が非常に大きいんですね。

先般、シルバー人材センターの総会にお伺いしたとき、シルバー人材センターの今年度の取

り組みの中にそういった空き家対策にもシルバー人材センターとしても何らかのかかわりを 持っていきたいということがありましたので、私は、その場でもお話ししたんですが、例え ばそういった空き家にある家財道具などを、シルバー人材センターが一つの仕事として整理 をするといったことなども可能なんではないかと。

それから、ある方からぜひやってくれというお話があったんですが、中に大変売り物になる もの、たくさんあるんだということなんですよね。実は場所覚えていませんけどもある地域 では、地域おこし協力隊がそういったことをやって、そして、廃校を活用してその廃校で古 い家財道具などを販売して、そして、毎月、たしか二十数万円ぐらい収入を上げているとい うふうな事例もあるというふうに聞いております。

ですから、さまざまな方法があろうかと思います。シルバー人材センターとの連携、あるいは登録していらっしゃる方々の活用とか、あるいは町としてもさまざまな方式、この町に合った方式を研究しながら取り入れていくと。やはり仕事、そして、住まい、これがNPOセンターの理事長も言っていますけど、仕事と住まいとそれから地域の応援と、この3つが大事だというふうに言っておりますので、そういった取り組みをしてまいりたいと思っております。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。
- ○7番(木村哲夫君) ありがとうございます。ちょっと先ほどの綾町にまた戻るんですが、綾町では、住んでいた、そういった家財道具を1カ所に集めて保管する方法もこの新聞によると検討していると。要するに処分できないものをどこかに1カ所に集めてということもやられているようですので、いろいろ検討していただきたい。

それと、国土交通省のモデル事業というのがありまして、これは採択されたものの中にライフルホームズ空き家バンクということで、これは楽天系のライフとフルを合わせた会社の名前だそうなんですが、こちらに自治体から登録をして平成30年度中はこれも無料だということで、大江町の方のお話ですと、31年度からは有償にはなるらしいんですが、これに登録していると、農地つき空き家というと、全国のその情報が入っています。ただ、宮城県は入っていません。山形県、岩手県、福島県あたりは入っておりましたが、そういったものも今後、こういったものに登録することも必要ではないかなというのが情報発信のところです。

次に、先ほどのアンケートにあった除却後の固定資産税の減免についてということで、こちらも私のほうでは新潟県の見附市、富山県立山町、福岡県の豊前市、鳥取県日南町というところの情報は見つけました。これも解体してすぐに固定資産税が減免なしになるではなくて、

何年か、2年なり10年というところがありました。さまざまな方法で急激な固定資産税の変更がないようにということで考慮してあります。税務課長、それ以外に主なところでありましたらご紹介いただければお願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 税務課長。
- ○税務課長(佐藤和枝君) 税務課長です。

私のほうの調べたところによりますと、そのほかに県外では栃木県の鹿沼市、静岡県の磐田 市などは解体してから3年間、これまでの同様の減免措置を導入しているというようなこと も調べておきました。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。
- ○7番(木村哲夫君) ありがとうございます。時間が迫ってきているので短く答弁していただきました。

町長、やっぱり固定資産税が上がるので空き家を1戸置いておくことにしている人も結構いるようです。ただ、特定空き家になった場合にはその措置もなくなることとかで、この辺、町でできる方策の一つとしてこういった固定資産税の減免というのも考えられると思いますが、町長、いかがでしょうか、この辺、検討するお考えありますか。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) そのことも含めて総合的に検討していく必要があると思っております。 以上です。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。
- ○7番(木村哲夫君) それでは、国土交通省の農地つき空き家の手引というのがありまして、 これについて少し質問させていただきます。

先ほど町長の発言にもありましたが、この手引にも書いてあるんですけれども、若者のふる さと回帰といいますか、農山漁村に約3割、特に若い世代がというデータがあります。ひ と・しごと支援室長、この辺、実際に移住の方々のお話を聞いたりした中でどういった傾向 があるか、もし特徴があったら手短にお願いします。

- ○議長(早坂伊佐雄君) ひと・しごと支援室長。
- ○ひと・しごと支援室長(岩崎行輝君) ひと・しごと支援室長でございます。

手短にということでございますので、農業に関しての興味を持っている方は結構いらっしゃると。ただ、その農業というのが、いわゆるなりわいの農業なのか、家庭菜園程度の農業かという場合には、ほとんどの方は、いわゆるなりわいということじゃなくて、まずは家庭菜

園というか、土いじりに加えて野菜とか何かつくってみたいと、そういったイメージだというふうに聞いております。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。
- ○7番(木村哲夫君) それでは、農業委員会の会長、事務局長に伺います。先ほどお話しいただいたように、農地購入の場合には別段の面積ということで現在、50アールというのがあって、ただ、先ほど説明にもあったように、農地法施行規則17条2項でしょうか、こちらで対応した場合に担い手の育成だったり耕作放棄地、そういったものを解消する上でということで別段の面積を下げることが可能と感じておりますが、例えば秋田県の仙北市の事例を挙げます。これは農業委員会の情報なんですが、仙北市では、まず、50アールというのを10アールに設定したようです。さらに、定住促進と遊休農地の有効活用ということで空き家に附属した農地に限定した設定面積として1アールということにしているようです。ぜひ、この辺、農業委員会で検討していただくお考えはないか、お願いします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(太田浩二君) 農業委員会事務局長です。

ただいまのお話で農地法の施行規則第17条の第2項というふうな形で、担い手が不足している地域では一応いいよと、それは言葉のほうでありますので、そこら辺についての受け入れ、それを新規の就農者という形で受け入れるということは可能なわけですけれども、先ほどお話がありました空き家について別にこれだけを認めているというふうな形のところもありますけれども、そこら辺について全体とのバランスという形もありますので、そこら辺はやっぱり委員会で話し合ってという形になるかと思われます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 農業委員会会長。
- ○農業委員会会長(我孫子武二君) 実は昨年度、私のほうに農地つき空き家というよりも空き家を買いたいと。強いては隣にある畑も買ってくれないかと言われたという方が私のほうに相談に来ました。それで、今現在、加美町では、下限面積が50アールということですので、それは今の状態では無理ですよと。

ただ、皆さん、議員の方々、取得という意味の分でお話ししますけれども、耕作権を取得というのは自分の手にすることですから、この場合は所有権じゃなくて耕作権を50アール以上取得するということなんですよ。耕作権を持っている。ですから、農業委員会の許可を得て耕作権を取得すれば農業委員会が証明しますから、自分が所有権がなくてもできるということです。ただ、彼の場合は、そこまでも至っていなくて我々も整理に至っていないというこ

となんで大変残念な結果だったんですけれども、先ほど、きのう、隣の代表監査委員である 小山さんとも話しましたが、宮崎地区でもそういうことがあった。彼女のほうに情報として あったどうか、お話をしました。なかなか表面には出てこないんですけれどもそういうこと が実際にありますから、農業委員会としては、今後、早急に検討する余地があるのかと思い ますが、その辺は町当局とも相談しながら進めていきたいというふうには思いますし、でき れば今年度中にもきちんとした形で整理ができればなというふうに考えております。以上で す。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。
- ○7番(木村哲夫君) 前向きな回答をいただきましたので期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

やはり加美町は、農業が基幹産業であります。当然、自然も、まして音楽もアウトドアもと。 先ほど町長が半農半Xという話もありました。やはり都会の方が自然豊かな、ましてや世界 農業遺産の水田で米や畑で作物をつくりながら豊かな生活を送るというのも、移住・定住の 大きな柱ではないかなというふうに感じておりますので、この辺、ぜひかなり各方面の検討 なり、そういう交渉が必要になってくる問題です。

さらに、ちょっと深めますが、農業委員会で出されております「農業委員会農地の利用の最適化に関する指針」というのをホームページのほうからダウンロードしました。遊休農地の解消を平成38年までですか、53.2~クタール解消するとか、担い手の確保、さらに新規参入の促進ということで目標を掲げているわけですけれども、こういったことに移住・定住を、農業を通じて移住・定住をすることも一つの農業を維持していくという観点からいかがでしょうか、農業委員会会長並びに農林課長、お願いいたします。最初、農業委員会会長のほうから。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 農業委員会会長。
- ○農業委員会会長(我孫子武二君) 加美町の遊休農地率、耕作放棄地率は3.数%でございます。 その3.数%のうちの2%強は裏薬菜、国営パイロット事業で開墾した採草地等であります。 ですから、その裏薬菜の206町歩を除けば五十数%の遊休農地、耕作放棄地ですけれども、全 体の面積の1%にもなりません。

それで、五十数%の農地はどういうところかというと、俗に言う沢田、山と山に囲まれた水田が主です。ですから、今、委員会ではそういう農地を非農地化として進めております。ですから、俗に言う1級地、1等地の農地については、本当に少ないというふうに数字的には

把握しております。

そういう意味で、今後ともむしろ、きのうも議員の方からお話がありました。非常に耕作するのに不便な圃場整備していない農地については、なかなか耕作する人も出てこないから、その辺についての圃場整備等をというまで話がちょっと決まったような気もするんですけれども、委員会としては、1等地の耕作放棄地を抑えるためにも、できれば早急に町単独ででも圃場整備を推進してほしいというふうに思いますし、そのためにも委員会としても今現在、相談もあります。そういう中で県で進めている農地バンクを利用した圃場整備、地権者ゼロ負担というふうな面積上限の制約もありますけれども、そういう方法の中で今後とも進めていきたいなというふうに考えております。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 農林課長。
- ○農林課長(長沼 哲君) 農林課長でございます。

遊休農地の抑制につきましては、きのうの農振の話じゃないんですが、国の施策としては、まずは圃場整備事業の推進があります。あと、耕作放棄地に関しては、中山間直接支払い交付金事業というのがございまして勾配が20分の1が急傾斜地、100分の1が緩い傾斜地という形で中山間直接支払い事業がございます。あと、優良農地の維持管理としまして多面的機能直接支払い交付金がございます。それらを利用していただきまして優良農地の確保に努めているところでございます。

町長が農地つき空き家のときに、最終的にはそのグループを組んでいただいて農業体験を利用した農泊、そのグループができ上がれば、当然、就農に関する意欲も出る方もいるんだろうと思います。そのときにつきましては、今、事業的には農業次世代人材育成事業という最大5年間、年間150万円の助成事業もございますので、その辺を活用していただいて遊休農地の抑制なり、耕作放棄地の解消なり、優良農地の維持確保という形で取り組んでいきたいというふうに思っています。以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。
- ○7番(木村哲夫君) あと10分くらいですので。この手引の最後に先進地というか、事例ということで主に西日本が多いようなんですが、兵庫県とか島根県、大分県という中でも、耕作面積も本当に小さい2アールから40アールに至るものまでさまざまです。やっぱり自治体ごとの考え方によるのかなと。それと、今、農林課長がお話あったように、グループでやるとか、そういったことも含めて議会の視察で島根県の邑南町ですか、行ったときに移住・定住者の受け入れということで非常に受け入れる側、要するに住民の方の優しさというか、心に

残ったのは、そこに移住してきた人の子供が生まれたその名前をちょうど堤防の側面という んでしょうか、そこに草刈りをして「何々ちゃん、おめでとう」のような、そういった温か く迎え入れてくれる。ですから、せっかく農業をしたいと思って農地つき空き家バンクを見 つけてきても、その地域の方の受け入れとか、やっぱり温かく迎え入れる、そういったもの がないと、なかなか根づいていかないなというのも感じております。

そういう意味で最後ですが、町長、先ほども答弁いただいたように、ぜひとも総合的な見地から加美町の基幹産業である農業を守りながら移住・定住を進めていくという点で、いろんな研究を進めてこの空き家対策、特に農地つき空き家について検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 邑南町につきましては、私もご同行させていただきましたのでお話を聞いてまいりましたが、まさに10年前から人口シミュレーションを策定していただき、それに基づいて、あの場で町長は言いませんでしたが、地域運営組織をつくり島根県の研究センター、そこの協力をいただきながら10年間、取り組んできた結果、あのような状況が生まれてきているということでございます。

ですから、まさに今、加美町が進めておりますのも、10年おくれておりますけども、人口シミュレーションをつくり、そして、その人口シミュレーションに基づいて持続可能な地域をつくるための地域運営組織をつくり、今年度は旭地区をモデル地区として進めておりますけれども、そして、そういった地域に移住・定住者も呼び込んでいくというふうなまさに取り組みでございます。

そういった中でアンケートの中でも、やはり農業を行いたいと。大規模じゃなくてもある程度の自給自足的な生活をしていきたいというご要望、農的な暮らしをしたいというお考えの方々、少なからずいるようでありますので、さまざまな本格的農業をやりたいという方ももちろんのことながら、そうでない方々も加美町に来ていただけるような整備といいますのは、これは当然、していかなきゃならないというふうに思っておりますので、先ほど申しましたように、住まいと、これはおっしゃっているのはNPO法人ふるさと回帰支援センターの高橋理事長でありますけれども、仕事と住まいと応援団ということでありますので、そういった整備に向けて今も取り組んでいるところでありますけれども、なお一層、取り組んでまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長(早坂伊佐雄君) 以上をもちまして、7番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を 終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、あすは午後2時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後3時26分 散会

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを 証するため、ここに署名する。

平成30年6月7日

加美町議会議長 早 坂 伊佐雄

署名議員三浦英典

署名議員沼田雄哉